

中間試案の取りまとめに向けた議論のためのたたき台(3)

第1 普通的方式におけるデジタル技術を活用した新たな遺言の方式の在り方

1 デジタル技術を活用した新たな遺言の方式

次に掲げる方式に従わなければならないものとして、次の案の考え方に基づくいずれかひとつ又は複数の規律を設けるものとする。

【甲案】遺言の全文等が文字情報として記録された電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）によって遺言をすることとし、証人の立会い及び録音・録画を要件とする方式

- ① 遺言者が、電磁的記録に遺言の全文、日付及び自己の氏名並びに証人の氏名及び住所を記録すること（注1）。
- ② 遺言者が、証人二人以上の前で、①の電磁的記録が自己の遺言に係るものである旨並びに記録されている全文（財産目録を除く。）、日付及び自己の氏名を口述すること（注2）（注3）（注4）。
- ③ 証人が、①の電磁的記録に記録された内容が②の口述の内容と符合することを承認した後、記録されている自己の氏名及び住所を口述すること（注3）（注4）。
- ④ 遺言者が、②及び③の口述の状況を録音及び録画を同時に行う方法により電磁的記録に記録すること（注1）。
- ⑤ 遺言者が、①の電磁的記録に④の電磁的記録を結合すること（注1）（注5）。

（注1）遺言者の指示を受けた証人等の第三者が、記録又は結合することも許容されることを前提としている。

（注2）「遺言の全文」に代えて、「遺言の趣旨」を口述するものとする考え方もある。

（注3）遺言者や証人が口がきけないときは、通訳人の通訳により口述すること又は遺言者若しくは証人が入力する文字情報を電子計算機を用いて同時に音声に変換することにより、口述に代えるものとする考え方が考えられる。

（注4）証人が、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「ウェブ会議の方法」という。）により立ち会うことができるものとする考え方もある。

(注5) 本文の「結合」は、①の電磁的記録と④の電磁的記録が電磁的な方法により結合され一体となっていることを意味するが、単に両者を「一体のもの」とすることも考えられる。

【乙案】遺言の全文等が文字情報として記録された電磁的記録によって遺言をすることとし、公的機関が保管申請時の本人確認など真意性・真正性の担保等のための外形的な確認（以下「本人確認等」という。）を行った上で保管することを要件とする方式

- ① 遺言者が、電磁的記録に遺言の全文及び氏名を記録すること（注1）。
- ② 遺言者が、公的機関に対し、①の電磁的記録を提供して保管申請をすること。
- ③ 遺言者が、②の保管申請をするときは、出頭又はウェブ会議その他のオンラインの方法により、公的機関に対し、マイナンバーカードその他の法務省令で定める本人確認資料を提供等する方法により、遺言者が本人であることを明らかにするとともに、①の電磁的記録が自己の遺言に係るものである旨を申述すること（注2）（注3）（注4）。
- ④ 公的機関が、②により提供された電磁的記録を保管すること。

(注1) 遺言者の指示を受けた第三者が記録することも許容されることを前提としている。

(注2) 顔貌認証等の生体認証技術、電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名をいう。以下同じ。）等のデジタル技術を活用することにより、オンラインで本人確認等をした上で保管するものとする考え方について、遺言を作成しようとする者にとっての利便性の向上、遺言者が負担することとなる費用（情報処理システムの開発及び運用保守に係る費用を含む。）、将来の情報通信技術の進展に対応し得る規定の在り方等の観点を考慮しつつ、引き続き検討することを要する。

(注3) 本文の「申述」は、書面、電磁的記録又は口述（口頭）によることを前提としている。

その上で、遺言者の真意性・真正性の担保等を図る観点からは、上記の方式要件に加え、(i)遺言者が、入力者の氏名及び住所を申述すること、(ii)遺言者が、公的機関の前で、遺言の全文等を口述すること、又は、(iii)遺言者が、公的機関及び証人の前で、自己の遺言である旨を口述することを方式要件とする考え方がある。ただし、公的機関においては、外形的な確認を行うのみであり、真意性に関する実質的な審査を行うことは想定していない。

(注4) 遺言者が、遺言に係る電磁的記録等に電子署名を講ずることについては、真意性・真正性の担保等を図る観点から必要とする考え方と、保管手続における本人確認との重複及び手続的負担を重視して不要とする考え方等がある。

【丙案】遺言の全文等が文字情報として記載された書面（プリントアウトした書面）によって遺言をすることとし、公的機関が保管申請時の本人確認等を行った上で保管することを要件とする方式

- ① 遺言者が、全文が記載された遺言書に氏名を自書すること（注）。
- ② 電磁的記録に代えて書面によって遺言をすることとし、公的機関に対する郵送による書面の提供を認めるほか、【乙案】の②から④までと同じ。

(注) 遺言者の指示を受けた第三者が全文を記載することも許容されることを前提としている。

(後注) 遺言の全文等が文字情報として記録された電磁的記録によって遺言をすることとし、民間事業者が情報処理システムを用いて本人確認等を行うことを要件とする方式とする考え方もある。この考え方に基づく場合、当該電磁的記録は、作成者を特定することができる情報処理システムにおいて作成されたものであって、当該電磁的記録が改変されているかどうかを確認することができる措置その他の当該電磁的記録が遺言者の作成に係るものであることを確実に示すことができる措置などが求められる。その具体的な内容としては、顔貌認証等の生体認証技術、電子署名、録音・録画等のデジタル技術を複数活用した情報処理システムを用いて作成することにより、オンラインで本人確認等をするとともに、その本人確認等に関する記録を当該民間事業者が保存し、執行手続においては、当該情報処理システムを用いて作成されたものであること等を当該民間事業者が証明することが考えられる。

その上で、作成した遺言そのものについても当該民間事業者において保管する規律を設けることの可否を含め、遺言を作成しようとする者にとっての利便性の向上、遺言者が負担することとなる費用（情報処理システムの開発及び運用保守に係る費用を含む。）、こうした業務を実施しようとする民間事業者の有無やその情報処理システムを利用して遺言を作成するニーズ等を考慮しつつ、引き続き検討することを要する。また、監督官庁による民間事業者の監督の必要性や、必要とした場合の監督の在り方等については、引き続き検討することを要する。

(補足説明)

1 はじめに

- (1) 本文第1の1は、普通的方式におけるデジタル技術を活用した新たな遺

言の方式を提案するものである。遺言を作成しようとする者には様々な属性の者が想定されるため、遺言の方式について、いずれか一つのみとするのではなく、想定される利用者層に応じて複数の案を選択することも考えられる。

本文では、デジタル技術と親和性があり、今後、遺言の執行手続（登記手続、預貯金解約手続等）等についてオンラインで行われる場面が増加すると想定されることなどを踏まえ、電磁的記録によって遺言をするとする案（【甲案】及び【乙案】）を主に記載している。他方で、遺言者のデジタル技術の習熟度等に応じた利便性も考慮し、デジタル技術を活用する方式として、プリントアウトした書面によって遺言をするとする案（【丙案】）も記載している。

更に、本文の案は、遺言を保管制度の対象としない案（【甲案】）と、保管制度に基づき保管される案（【乙案】及び【丙案】）に分類することができる。

電磁的記録によって遺言をするとする案については、発見されにくく、また遺言者が確定的なものとして作成した電磁的記録（遺言）を特定しにくいなどの特性があることから、保管制度に基づき保管するメリットがある。他方で、保管申請手続を要する点が遺言者の負担となる側面等もあるため、特に電磁的記録によって遺言をする案については、その特性を踏まえた上で、保管制度に基づき遺言を保管するか否かにより、他の論点（日付、加除その他の変更、撤回）にどのような影響を及ぼすかなども考慮しつつ各案の是非を検討する必要があるものと考えられる（注）。

- (2) いずれの案についても、遺言の全文等について、遺言者本人による入力又は自書を必要としていない。部会において、文字情報の一部がコピー・アンド・ペーストされたものであった場合や、生成AIやチャットボットを補助的に活用した場合等を想定すると、何が「遺言者本人による入力」に該当するかは必ずしも自明ではなく、該当するか否かの認定判断が難しい要件になるのではないかと趣旨の意見があったほか、遺言者は長期間にわたって入力しながら遺言の文案を考えることも多く、証人が遺言者による入力の全過程に立ち会うのは現実的ではないなどの意見があったことを踏まえたものである。

この考え方によれば、遺言者は、遺言の全文等について自ら入力等をする必要はなく、インターネット・ウェブサイト上のフォーマット等を利用した入力や第三者による入力等も許容されることになる。

もっとも、遺言者が、作成主体となり自らの意思に基づき遺言をする必要があるため、遺言者が、電磁的記録に遺言の全文等を記録すること（【甲案】①及び【乙案】①）、又は、遺言者が、全文が記載された遺言書に氏名を自

書すること（【丙案】①）を要件としている。

- (3) 部会では、本文の各案以外のものとして、録音・録画した電磁的記録自体を遺言とする案等についても検討がされた。

しかし、当該案に対しては、本人が遺言をする意思で述べたものではない録音・録画が他人によって本人の遺言として作出されるリスクがある、一覧性及び可読性がないため、そのままでは当該遺言に基づく執行手続（不動産登記、金融機関における預貯金の解約等）を円滑かつ迅速に行うことが困難になる、仮に遺言作成に複数の機会を要した場合、複数の動画データが存在することとなるため、データ量が膨大となる可能性がある上、遺言作成の開始から終了までの一部始終が録音・録画されているかについて事後的に検証することが困難となる可能性も否定できないとの指摘等があり、当該案に積極的に賛成する意見は見られなかったことから、本文では当該案の提案はしていない。

そこで、本文では、遺言の全文等が文字情報として記録された電磁的記録（【甲案】及び【乙案】）又は遺言の全文等が文字情報として記載された書面（【丙案】）によって遺言をすることとしている。そのため、全文等が文字情報として記録又は記載されていれば足り、ワープロソフト等を利用して全文等を入力するほか、デジタルタッチペンを利用して全文等を入力する方式も許容されることになる。

（注）電磁的記録によって遺言をすることについては、文書よりも発見されないリスクが高いこと、遺言者が施したパスワード等により他人が遺言の内容を読み取ることができないおそれがあること、また、電磁的記録は容易にコピーすることができるため、遺言者が確定的なものとして作成した特定の電磁的記録と複製物との判別が困難になるとの問題があると考えられる。この点、保管制度に基づき保管されるものとした場合には、それにより当該電磁的記録の存在を確保することができるため、複数ある電磁的記録のうちの一つが破棄された場合に撤回に当たるのか否かの判断が容易となるなど、上記の問題を解決することができると考えられる。

2 証人

デジタル技術を活用した新たな遺言の方式において、各案で問題となり得る証人の具体的な在り方については以下のように考えられ、この整理を踏まえた上で、各案に当てはめて検討している。

(1) 証人の欠格事由

民法は、遺言の証人又は立会人となることができない者（欠格事由）について、遺言の内容に利害関係があるため遺言内容に不当な影響を及ぼし得

ると典型的に考えられる者や、証人に求められる役割を担当するだけの判断能力を備えていないと典型的に考えられる者として、①未成年者、②推定相続人及び受遺者並びにこれらの配偶者及び直系血族を定めており、この欠格事由は普通的方式及び特別的方式のいずれにも当てはまるものである（第974条第1号・第2号、第982条）（注1）。なお、このほか、公正証書遺言及び秘密証書遺言における証人について適用される欠格事由として、証人に求められる役割を適正に果たすことができないおそれがあると典型的に考えられる者である、③公証人の配偶者、四親等内の親族、書記及び使用人を定めている（第974条第3号）。

新たな遺言の方式においても、これらと同様に解するのが他の方式と整合的であると考えられる。

(2) 証人の具体的な役割及び機能

証人が立ち会う場面については、遺言作成の開始から終了まで立ち会うことを必要とするとの在り方と、遺言の完成・署名時に立ち会うことのみで足りるとする在り方が考えられる。この点、何をもって「遺言作成」と考えるのかによるものの、証人が遺言者による入力的全过程に立ち会うのは現実的ではないことなど、立ち会いを要する場面を広くすると、遺言者や証人にとって過剰な負担になると考えられる。

その上で、公正証書遺言の場合を参考とすると、証人は、遺言者に人違いがないこと、遺言者が（他者からの不当な干渉や介入がなく、）真意に基づいて遺言を作成したものであることを確認すること、更に遺言者が口述等する場合には遺言者の口述等が正確なことを確認して承認する役割を担うものとするのが考えられる（注2）（注3）。

これに対しては、仮に、遺言者が証人に対しても遺言の内容を知られたくない利益を重視する場合には、新たな遺言の方式において、遺言者が遺言を作成したことの限度で証人が確認し、承認する在り方も考えられる。もっとも、本文では、証人の上記役割を踏まえ、当該在り方を前提とした規律の提案はしていない。

(3) 証人の立会いの方法

証人は、遺言者と対面により立ち会う方法と、ウェブ会議の方法により立ち会う方法とが考えられる。

上記(2)の役割及び機能を十分に果たすことができるかという観点から、ウェブ会議の方法により立ち会うことの相当性について検討する必要があると考えられる。

(4) 公正証書遺言における証人との相違等

証人が具体的に何をする必要があり、事後に紛争になった場合には証人

を通じて何を確認することができるようにしておくのかを明確にすべきであり、この点が曖昧な場合には、証人に関する方式要件が満たされず遺言が無効となるリスクがあるとの指摘がある。また、併せて、そのようなリスクを避けるためには、証人が何をすべきかについて証人自身が知識を有している必要があるところ、新たな遺言の方式においては、現行の公正証書遺言とは異なり、公証人という専門家の関与がないことを踏まえた上で、証人が方式違背を招くことなく役割を果たすことができるかという観点から検討すべきであるとの趣旨の指摘がある。

この点、仮に【甲案】のような在り方で証人が立ち会うものとした場合、【乙案】若しくは【丙案】又は公正証書遺言若しくは秘密証書遺言との間では、公的機関又は専門家が関与しないという点で、証人の位置付けが異なるものと考えられる。

特に【甲案】の場合には、方式についての軽微な遺漏により遺言が無効となるような場合も想定されるところであり、新たな遺言の方式が安定的に用いられ、信頼性が高いものとなるためには、そのような事態は避ける必要があると考えられる。そうすると、仮に証人の立会いを方式要件とした場合であっても、証人がすべきことに関する定めについては、可能な限り単純なものとした上で、新たな遺言の方式について十分な周知広報を行うことも必要となると考えられる。

(注1) 公証人法には、公正証書の作成に際し一般的に証人を要するとの規定はない。

その上で、嘱託人（遺言者）が視覚障害その他の障害により視覚により表現を認識することが困難である場合又は嘱託人が文字を理解することが困難である場合に立ち会わせる証人について、改正後の公証人法第35条第3項は、①未成年者、②第14条各号に掲げる者（拘禁刑以上の刑に処せられた者等）、③嘱託事項について利害関係を有する者、④嘱託事項について代理人である者又は代理人であった者、⑤嘱託人又はその代理人の配偶者、四親等内の親族、法定代理人、保佐人、補助人、被用者又は同居人、⑥公証人の配偶者、四親等内の親族、被用者、同居人又は書記を欠格事由として規定している。

なお、現行の第974条が定める欠格事由が相当かについて、改正後の公証人法第35条第3項を踏まえて検討することも考えられる。

(注2) 公正証書遺言の場合の証人は、遺言者の真意を確保し、遺言をめぐる後日の紛争を防止するため、①遺言者に人違いのないことを確認すること、②遺言者が正常な精神状態の下で自らの真意に基づき遺言の趣旨を公証人に口授するものであることを確認すること、③公証人による遺言者の口述の筆記が正確なことを確認して承認することを担保する役割を担うとされている。

(注3) アメリカの統一電子遺言法第8条(c)では、自己証明遺言の場合において、証人の宣誓供述書は、実質的に、「私たち、(氏名) 及び(氏名) は、証人であり、宣誓の上、遺言者が本証書に遺言者の電子遺言として署名したこと、自ら進んで遺言者が署名したか又は他の者に遺言者のために署名するよう指示したこと、及び、私たち各自は、遺言者の物理的〔又は電子的〕立会いのもとで遺言者の署名行為の証人として本証書に署名し、かつ、私たちが最もよく知る限りにおいて遺言者は〔18〕歳以上であり、心神が健常で、強制や不当威圧を受けていないことを、下名の役人に対して宣言します。」との形式でされなければならない旨規定されている(参考資料2・15、16、52頁参照)。

3 公的機関における本人確認等の在り方

(1) 基本的な考え方

【乙案】及び【丙案】では、公的機関が遺言者本人の本人確認等を行うものとしているところ、遺言者の手続上の負担の程度、オンラインで行う場合におけるデジタル技術の活用の在り方等の観点から、具体的な本人確認手続等の在り方について検討する必要がある。

そこで、参考となる制度についてみると、遺言書保管法では、遺言者本人が法務局に出頭することとした上で、遺言書保管官が、遺言者本人からマイナンバーカード等公的機関が発行する顔写真付き本人確認書類の提示を受けることによって本人確認を行うこととしている(遺言書保管法第5条、法務局における遺言書の保管等に関する省令(令和2年法務省令第33号)第13条参照)。

新たな遺言の方式の本人確認手続では、上記の既存の本人確認手続の在り方を参考とし、遺言者本人が公的機関に出頭することとした上で、マイナンバーカード等公的機関が発行する顔写真付き本人確認書類の提示を受けることによって本人確認を行うことが考えられる。

また、オンラインによる手続のニーズを踏まえ、遺言者の選択に応じて、出頭に代えて、オンラインの方法により本人確認を行うことを可能とすることが考えられるが、この場合には、同居の親族等が遺言者の署名用電子証明書のパスワードを管理している実態も一定数あると想定されることから、他の手続よりも第三者が遺言者本人に代わって申請するリスクが高いことに留意する必要があると考えられる。そのため、例えば、公的機関において、第三者によるなりすましを防止するため、ウェブ会議等の画面越しに顔写真付き本人確認書類を提示させた上でその顔写真とウェブ会議等の画面に映っている遺言者の顔とを照合したり、遺言者の了承を得てウェブ会議等の画像キャプチャを保存したりすることなどが考えられる。

(2) 参考となる他の制度等

本人確認について参考となる制度として、犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）では、金融機関等が顧客等の本人特定事項（確認の対象が自然人である場合は氏名、住居及び生年月日）を確認する義務を負っているところ、この確認の具体的な方法として、金融機関等が、顧客等から、マイナンバーカード等公的機関が発行する顔写真付き本人確認書類の提示を受ける方法のほか、顧客等から、金融機関等が提供するソフトウェアを使用して、本人確認用画像情報（当該ソフトウェアにより撮影された顧客等の容貌）の送信及び顔写真付き本人確認書類に組み込まれたICチップ情報の送信を受ける方法や、マイナンバーカードに記録された署名用電子証明書及び当該電子証明書により確認される電子署名が行われた情報の送信を受ける方法等が定められている（犯罪による収益の移転防止に関する法律第4条第1項第1号、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成20年内閣府・総務省・法務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第1号）第6条第1項、第7条参照）。

また、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和6年法律第46号。令和6年6月7日公布。公布の日から起算して1年以内に施行。）においては、マイナンバーカードの券面情報（氏名、住所、生年月日、性別、本人の個人番号及び顔写真）をスマートフォンに搭載し、その情報を相手方に送信することができる「カード代替電磁的記録」の制度が新たに設けられ、対面又はオンラインによる本人確認における利用が想定されている。本人確認の方法については、こうした情報通信技術の動向も考慮しつつ検討する必要がある。

その上で、デジタル技術を活用してオンラインで本人確認等をした上で保管するものとする考え方については、後記(3)の点のほか、遺言を作成しようとする者にとっての利便性の向上、遺言者が負担することとなる費用（情報処理システムの開発及び運用保守に係る費用を含む。）、将来の情報通信技術の進展に対応し得る規定の在り方等の観点を考慮しつつ検討を進めることを要すると考えられるため、【乙案】の本文（注2）にその旨記載している。特に、公的機関による情報処理システムの開発及び運用保守に要する費用は、受益者負担の観点から、遺言者が保管申請の手数料として負担することとなると考えられることから、ニーズの乏しい情報処理システムの機能開発等により、過大な手数料を負担させることとならないよう、情報通信技術の動向も踏まえつつ、社会の実態に即した制度設計となるよう留意する必要がある。

(3) 真意性の担保に関する手続の在り方

【乙案】及び【丙案】では、遺言者自ら保管申請を行うことを前提として、遺言者本人の本人確認とともに遺言者から自己の遺言である旨の申述（書面、電磁的記録又は口述による。）がされることにより、真正性とともに真意性の担保等が図られているとの考え方である。

もっとも、遺言者本人による全文等の入力が必要としない場合、例えば、親族等が、遺言者の真意に基づかない内容の遺言を作成した上で、認知機能の不十分な遺言者にその内容や法的効果等を十分には理解させないまま、保管申請の手続をすることを促すなど、全文等の自書を求めている自筆証書遺言と比較して、悪用のリスクが高いことが懸念される。そのため、公的機関が本人確認を行った上で保管することを方式要件とする場合には、保管申請の際に、遺言者の本人確認のみならず、その真意性を担保等するための何らかの外形的な確認をすることも考えられる。

もっとも、そのような確認を要することとするか否かについては、公的機関の審査能力・事務負担や審査の基準、公正証書遺言との棲み分け、遺言者の手続負担等の観点も踏まえて慎重に検討する必要がある。

例えば、保管申請の際に、遺言者が、公的機関との間で口頭でのやり取りをすることを方式要件とすることも考えられるが、公正証書遺言における公証人に対する口授とは異なり、遺言能力のある遺言者の真意に基づくものであることまでは公的機関の審査の範囲に含まれないことを前提とすると、その具体的な内容の明確性や、求められる口頭でのやり取りがされないことを理由に公的機関が保管申請を却下する場合の具体的な審査基準、そもそも当該口頭でのやり取りを方式要件として求めることの意義等が問題となり得る。

また、口頭でのやり取りを求める場合にはウェブ会議の方法によることの可否も問題となるところ、その可否については、公的機関が、遺言者からのウェブ会議の方法によることの申出を受けて相当性の有無を判断することとなると考えられる。公的機関は、その場合に、本人確認のほか、真意性の担保等を図るための外形的な事項の確認を適切に行うことができるかといった観点から、ウェブ会議の方法によることの必要性和許容性を当該事案における個々の事情を総合的に勘案して判断する必要があると考えられるが（注）、公的機関の職員がこれらの事情を事案ごとに適切に判断することは難しいとも考えられ、一定程度明確な基準等を設けることができるかが問題となるとも考えられる。

そこで、秘密証書遺言において、遺言者が公証人に対し筆者の氏名及び住所を申述するものとされていること（第970条第1項第3号）を踏まえ、

自己の遺言である旨の申述に加え、入力者の氏名及び住所についても併せて申述することを方式要件とすることも考えられる。秘密証書遺言において、筆者の氏名及び住所の申述が求められている趣旨は、後日遺言について争いが生じた場合において、当該遺言が相違ないかを筆者に尋問することができるようにするためと解されている。遺言者本人が筆記していない場合には、筆者を通じて遺言の作成過程を明らかにすることができることにより、真意性・真正性の担保等が図られていると考えられているものであり、この点は、新たな遺言の方式においても同様に考えることができるとも考えられる。

また、遺言者本人が自己の身体を通じて意思を表明していることにより、真意性の担保等が図られるとの考え方にに基づき、遺言者が公的機関の職員に対して遺言の全文等を口述することを方式要件とすることも考えられる。

さらに、証人の立会いを方式要件とすることも考えられ、具体的には、遺言者が、公的機関及び証人の前で、自己の遺言である旨を口述するものとすることを方式要件とすることも考えられる。この場合、【乙案】及び【丙案】では公的機関の職員が立ち会うため、証人については、対面のほか、ウェブ会議の方法による立会いを認めることも考えられる。もっとも、このような方式要件を設けることについては、遺言者の手続負担等が課題となる。

(4) 遺言能力を有すべき時期

遺言者は、遺言をする時において遺言能力を有しなければならない(第963条)。

この点、【乙案】及び【丙案】については、遺言は保管時に完成するのであるから、保管時に遺言能力を有している必要があると考えられる。

この考え方によると、遺言者が遺言の全文等を入力してから保管時までには相当程度の期間が生じる場合、入力時には遺言能力はあったものの、保管時には遺言能力を欠いている場合、当該遺言は無効となると考えられるが、【乙案】及び【丙案】については、公的機関による保管申請時の本人確認等をもって真意性・真正性の担保等が図られるのであるから、やむを得ないものと考えられる。なお、公的機関においては、遺言者の遺言能力の有無等に関する実質的な審査を行うことは想定していないものの、この点は遺言能力の基準時とは別の事柄であると考えられる。また、遺言者において、遺言能力の有無を含めた厳格な審査を求めるのであれば、公正証書遺言をすることが考えられる。

(注) 公正証書遺言では、公証人において、嘱託人(遺言者)からの申出があり、かつ、当該申出を相当と認めるときは、ウェブ会議の方法によって作成手続を行う

ことができる（改正後の公証人法第37条第2項、第40条第3項）。

ウェブ会議の方法によることが相当であるかどうかは、必要性和許容性を総合的に勘案して判断することが必要であるところ、公正証書に関する実務に携わる実務者との協議結果である「公正証書のデジタル化に関する実務者との協議会～議論のとりまとめ～」においては、公正証書遺言について、概要、以下のような事情を踏まえて具体的な実務運用の在り方について検討を進めることが相当であると指摘されている。

- ・必要性について、嘱託人がウェブ会議の方法を希望していれば基本的に利用の必要性があることは一定程度肯定することができ、加えて、嘱託人の心身の状況や就業状況等により公証役場に出向くのが難しいケースや、公証役場へのアクセスが困難な地域に嘱託人がいるケース等では、より高度の必要性を認めることができる。

- ・許容性について、公正証書遺言では、遺言者の年齢・心身の状況や遺言の内容、嘱託に至るまでの状況等に応じて、求められる真意・判断能力確認の慎重さの程度は異なるものの、代理人による嘱託が認められていないことから、慎重な判断が必要であると考えられる。例えば、遺言能力に問題のある蓋然性の高い者（高齢者、遺言能力に影響を及ぼす可能性のある病気・症状の診断を受けている者）の遺言、複数人いる推定相続人のうち一部の者のみに合理的な理由なく財産全てを相続させる内容の遺言等は特に慎重な判断が必要であるから、利害関係者の関与を防ぐ方策を厳格に講ずるとともに、より高度の必要性が認められる場合に限ってウェブ会議の方法によることを相当と認めるべきである。一方、事後的に紛争となる蓋然性が低い類型の遺言（例えば、中年層が遺言者となるケース、高齢者であっても医師の診断書により判断能力が十分にあることを客観的に確認することができるケース等）には特別に慎重に行うことまでは求められない。なお、利害関係者の関与を防ぐ方策については、嘱託人が自由な意思の下で真意を述べるができる環境を確保するため、利害関係者等が立ち会うことのないように配慮する必要があるところ、具体的には、ウェブ会議の開始時や途中の任意の時点において、一度嘱託人がカメラを動かして嘱託人の周囲の全方位を撮影し、周囲に誰もいないことを公証人に確認させること、嘱託人が病院や老人ホーム等の施設に入居しているケースでは、その部屋に当該施設の関係者以外の者が立ち入ることができない状況であることを当該施設の関係者に確認しておくこと、公的機関等の中立的な第三者の協力を得て、利害関係者が立ち入ることができないような場所を確保し、その場所でウェブ会議の方法により公正証書の作成を行うことなどが考えられる。

4 【甲案】について

(1) 概要

ア 【甲案】は、遺言者がワープロソフト等で入力された文字情報に係る電磁的記録を作成した上で、証人の前で全文（財産目録を除く。）、日付及び自己の氏名を口述するとともに証人が全文等の記録が遺言者の口述と符合することを承認した上で氏名等を口述するものとし、それらの状況を録音・録画した電磁的記録と文字情報に係る電磁的記録を結合する方式である。

この案は、証人の立会いを方式要件とするとともに、遺言者が遺言の全文等を口述する状況を録音・録画した電磁的記録の作成を方式要件とすることにより、真正性の担保を図るとともに、その際の遺言者による全文等の口述や遺言者との証人とのやり取りにより、真意性の担保等を図る考え方である。他人の関与を要せず、偽造、変造の危険性も大きいとされる自筆証書遺言と比較すると、第三者による偽造等の危険性は高くはないとも考えられる。

なお、録音・録画に係る電磁的記録はデータ量が大量となり、現状では、これを保管する場合にはシステムへの負担と過大なコストが生じる可能性が高いことから、保管制度の対象とせず、自宅等で各自が保管することを前提としている。

イ この案では、例えば、遺言者が、専門家から遺言内容についての助言を受けるなどし、パソコン上でワープロソフト等を利用して遺言の全文等を作成した上で、証人の前で、当該電磁的記録に記録された全文等を口述するとともに、証人が自己の氏名等を口述する状況を録音・録画して電磁的記録を作成し、2つの電磁的記録を結合することにより、遺言をすることが考えられる。公的機関の関与がないため、公的機関の受付時間等の制約を受けずに遺言を作成することができる。

なお、電磁的記録に遺言の全文、日付及び自己の氏名並びに証人の氏名及び住所が記録されていることを前提として、遺言者が、証人の前で、当該電磁的記録が自己の遺言に係るものである旨並びに記録されている全文等を口述することを求めているため、例えば、遺言者が音声入力して文字情報に変換する方法のみでは方式要件を満たしているとはいえない。遺言者が熟慮した上で遺言を作成し、当該遺言が遺言者の真意に基づくものであることを保障するためである。

(2) 具体的な内容についての補足

ア 本文では、遺言者が遺言の全文等を口述することにより、遺言者が全ての内容を認識して遺言したことが明らかになることや、録音・録画の撮影場面を明確にし、不適切な撮影による無効のリスクを減らすこととなる

ことなどを踏まえ、遺言者が遺言の全文等を口述することを方式要件としている。なお、遺言の全文等と遺言者が口述した内容に相違がある場合が問題となるところ、読み間違いであることが録音・録画の状況等から容易に判明する場合には、読み間違いであることが直ちに方式違反により無効となるものではないと整理することが考えられる。

もともと、遺言者による全文等の口述は負担が大きいと考えた上、【甲案】では証人が遺言者の真意を確認することができるため、遺言者の負担等を考慮し、全文等ではなく、遺言の趣旨を口述するとの考え方もあり得るため、本文の（注2）にその旨記載している。

なお、遺言者や証人が言語機能障害の場合であるなど、遺言の全文等を口述することができないときは、本文の（注3）のとおり、通訳人の通訳又は電子計算機の利用により口述に代えることを想定している。

イ 証人は、遺言者に人違いがないこと、遺言者が真意に基づいて遺言に係る電磁的記録を作成したものであることを確認すること、遺言者の口述が文字情報に係る電磁的記録に係る遺言と整合しており、正確であることを確認して承認する役割を担うこととなると考えられる。すなわち、【甲案】では、証人において遺言の全文等と遺言者の口述の内容が符合するかを確認する必要があるため、遺言者が証人に対して遺言の内容を知られないとすることはその性質上困難であると考えられる。

証人の欠格事由については、危急時遺言においても公証人や立会人の関与はないものの証人の資格について特段の規律を設けていないことに加え、【甲案】では録音・録画した電磁的記録を併用することによって証人の役割を一部補助しているとも考えられることを踏まえ、特段の規律を設けないこととしている。そうすると、欠格事由のない者であれば誰でも証人になることができるものの、方式違背を招くことなく役割を果たすとの観点からは、弁護士等の専門家が立ち会うことが望ましいとも考えられる。

証人の人数については、普通の方式である上、証人に求められる役割等を適切に果たす観点から、証人二人を要するものとしている。

また、証人は、規律上、必ずしも自らの職責に基づいて立ち会う者ではなく、第三者からの不当な働きかけを排除するための環境を確保するノウハウ等を有していないことから、本文では、遺言者と対面により立ち会うものとしている。ただし、本文の（注4）のとおり、利便性を図る観点から、証人についてウェブ会議の方法による立会いを認める考え方もある。

なお、証人の口述状況の録音・録画があれば、証人において遺言が真正

に成立したことを承認したことは記録上明らかとなることから、本文では、証人の氏名等証人を特定するための文字情報の記録は、あらかじめ遺言者が行うものとしている。

ウ 本文では、証人が自己の氏名等を口述し、その状況を録音・録画することとしている。

しかし、撮影対象が広範囲にわたると適切に撮影されず、遺言者の意思に基づく遺言が無効となってしまうリスクがあることを考慮すると、証人の口述は方式要件としないとする考え方もあり得る。

エ 本文では、遺言者が、遺言の全文等を記録することや録音・録画によって記録するとともに、文字情報に係る電磁的記録と録音・録画に係る電磁的記録を結合することと記載しているところ、これらの行為については必ずしも遺言者自身によってされる必要はなく、遺言者の指示を受けた証人等の第三者がその面前で記録等することも許容されることを前提としているため、その旨を本文の（注1）に記載している。

オ 本文では、電磁的記録の性質を考慮し、遺言者が、文字情報に係る電磁的記録と録音・録画に係る電磁的記録を電磁的な方法により結合されることを方式要件としており、具体的には、文字情報に係る電磁的記録（ワード文書等）に録音・録画に係る電磁的記録（動画ファイル等）を挿入して一つの電磁的記録にすることなどが考えられる。

もともと、遺言者が当該結合を行ったことを担保することは困難である上、両者がその内容において一対一で対応していることが認識可能であれば必ずしも二つの電磁的記録を結合する必要はないとも考えられる。特に、【甲案】では文字情報に係る電磁的記録に記録された全文等を口述することから、録音・録画に係る電磁的記録と対応することが示され、遺言者としても当該電磁的記録を遺言の内容と認識しているものと考えられる。そして、通常の遺言者の認識として、一つのフォルダに二つの電磁的記録を保存することで遺言を作成したと考えることも想定され、遺言者の意思に沿う遺言が無効となるリスクを減らすため、結合を方式要件とせず、2つの電磁的記録を一体とすれば足りるとする考え方もあり得るため、その旨を本文の（注5）に記載している（注1）。

カ 【甲案】では、保管を行わないため、家庭裁判所における検認手続を要することになると考えられ、検認手続の在り方について、具体的な方式要件の内容を踏まえて検討する必要がある。例えば、検認手続において、録音・録画された電磁的記録中の発言者の音声や容貌が遺言者本人のものと相違ないかを申立人及び相続人に確認し、その結果を検認調書に記載した場合に、当該検認調書等に基づき執行の可否を判断することができ

るものとするのであれば、法務局（登記所）や金融機関等において録音・録画の電磁的記録を確認する義務がないと整理することも考えられるが、この点を含めて引き続き検討する必要がある（注2）。

(3) 問題点への対応等

ア 【甲案】に対しては、証人の立会いを方式要件としても、録音・録画に係る電磁的記録については、ディープフェイク技術（注3）等を用いることなどにより偽造・変造が可能であることから、第三者による改変防止の点で不十分であるとの指摘がある。この点については、遺言によって不当に利益を得ようとする第三者（受遺者）の関係者が証人となって偽造等をするを完全に防ぐことは困難であるものの、遺言の効力が生じた際に相続人等との間で遺言の真正性等が争いになれば、遺言者と証人の関係性、当該証人の証言内容等を踏まえ、最終的には裁判所において真正性等が判断されるものであり、自筆証書遺言や海外法制における遺言の方式と比較して改変のおそれは高いものとはいえないとも考えられる。

イ 録音・録画に係る電磁的記録については、作成時点から相当期間が経過した場合には再生できなくなるおそれがあるとの指摘があり得るものの、録音・録画に係る電磁的記録のアルゴリズムのプログラムが判明していれば再生することは技術的に可能であり、再生できない場面は限定的とも考えられる。また、遺言の作成から相当の期間が経過した場合については、遺言者の資産状況や推定相続人も変動し得るから、相続人等との間で死後の紛争を予防するためにも、相当の期間が経過した遺言については再度遺言を作成することによって対応するのが相当と考えられ、遺言の作成から相続開始までに長期間が経過する場合を常に想定した制度設計とするまでの必要はないとも考えられる。

ウ 電磁的記録に係る遺言が発見されないリスクがあるとの指摘については、実務上、遺言者が、死亡時や遺言の検認時まで関与することのできる適切な第三者を選定することなど（例えば、遺言執行者となる弁護士等に遺言に係る電磁的記録等を預けることが考えられる。）によって対応することが考えられる。

エ 証人の立会いを方式要件とすることは、自筆証書遺言よりも負担が大きく、利便性に欠けるとの指摘もある。他方で、デジタル技術の進展を考慮すると、保管制度を利用しない場合には、第三者の関与なく真正性等を担保したまま遺言の存在を確保することは困難であるとも考えられ、デジタル技術を用いた遺言をする場合に証人の関与を求めることは主な海外法制における遺言の方式でも同様であると考えられる。【甲案】は、

パソコンやスマートフォンが広く利用される時代において、自筆証書遺言という現行の遺言の方式に加え、公証人が関与しない方式として、デジタル技術を活用する現代の生活実態に応じた遺言の方式を設けようとするものであるとも位置付けられる。

(注1) 自筆証書遺言においては、自筆証書と財産目録との一体性が要求されているところ(第968条第2項)、遺言書の保管状況等に照らし、本文の記載がある書面と財産目録の記載がある書面とが一体の文書であると認められれば足り、契印、封緘又は編綴をするなど、物理的に一体となっていることまで要求する趣旨ではないと考えられている。これと同様に考えると、その保管状況等に照らし、文字情報に係る電磁的記録と録音・録画に係る電磁的記録とが一体の電磁的記録であると認められれば足りるとも考えられる。

(注2) 登記実務上、①検認を経ていない自筆証書遺言が添付された所有権移転の登記の申請がされた場合には、当該登記の申請を却下するのが相当である、②検認手続がされた自筆証書遺言を添付して登記の申請がされた場合には、検認調書における相続人等の間で陳述内容が一致していないときは、当該遺言書が真正に作成されたものか否かについて疑義が生じることとなり、登記官は、当該遺言書が真正に作成されたものか否かを判断することができないため、当該遺言書による登記申請は、原則として却下すべきであるが、異議を述べた陳述者による、遺言内容に従った登記の申請に異議がない旨の印鑑証明書付きの証明書の添付があった場合には、当該登記の申請を受理して差し支えないとされている(平成7年12月4日付け民三第2275号民事局第三課長通知、平成10年11月26日付け民三第2275号民事局第三課長通知参照)。

これは、家庭裁判所における検認手続が、相続人等へ通知されることにより、不真正な遺言の執行を防止するための端緒を与える手続が講じられていることから、検認を経ていない自筆証書遺言が添付されている場合と比較して、その真正担保機能が格段に高いことを前提としていえると考えられる。このような観点からは、新たな遺言の方式においても同様に考え、検認調書等に基づき執行の可否を判断できると整理することも考えられる。

(注3) ディープフェイク技術とは、本来、機械学習アルゴリズムの一つである深層学習(ディープラーニング)を使用して、2つ以上の画像や動画の一部を結合させ元とは異なる動画を作成する技術である。「ディープフェイク」とは、一般的には、フェイク動画、偽動画を指すことが多く、現実の映像や音声、画像の一部を加工して偽の情報を組み込み、あたかも本物のようにみせかけて相手をだます方法として認識されつつある。

5 【乙案】について

(1) 概要

ア 【乙案】は、遺言者がワープロソフト等で入力された文字情報に係る電磁的記録を作成し、公的機関が保管申請に際して遺言者の本人確認等を行った上で保管する方式である。

この案は、保管申請時の本人確認に加え、遺言者が自ら保管申請を行った上で、自己の遺言である旨を申述（書面、電磁的記録又は口述による。）したとの事実関係により、真正性、真意性の担保等が図られるとの考え方である。そして、その後の保管により、他人による改変、紛失等のリスクや、発見されないリスク等に対応することができる。

イ この案では、例えば、遺言者が、書籍や民間サービス等を活用してパソコン上でワープロソフト等を利用して遺言の全文等を入力して電磁的記録を作成した上で、公的機関に当該電磁的記録をオンラインで提供（保管申請）することにより、遺言をすることが考えられる。

(2) 具体的な内容についての補足

ア 本文では、遺言者が、遺言の全文等を記録することと記載しているところ、必ずしも遺言者自身によってされる必要はなく、遺言者の指示を受けた第三者がその面前で記録等することも許容されることを前提としているため、その旨を本文の（注1）に記載している。

イ 申請手続については、デジタル技術の活用により遺言者の負担を軽減する観点から、出頭のほか、ウェブ会議その他のオンラインの方法により本人確認等を行うことを可能とすることが考えられる。

ウ 本人確認等の在り方については前記3のとおりであり、ウェブ会議の方法以外に、顔貌認証等の生体認証技術、電子署名等のデジタル技術を活用してオンラインで本人確認等をした上で保管するものとする考え方については、遺言を作成しようとする者にとっての利便性の向上、遺言者が負担することとなる費用（情報処理システムの開発及び運用保守に係る費用を含む。）等を考慮しつつ検討することを要するため、その旨を本文の（注2）に記載している。

エ 公的機関における本人確認及び遺言者における自己の遺言である旨の申述のみでは、真意性の担保や熟慮を促すことが十分でないと考えられる場合には、更に別の方式要件を加えることが考えられる。

その方法としては、前記3(3)のとおり、(i)遺言者が、入力者の氏名及び住所を申述すること、(ii)遺言者が、公的機関の前で、遺言の全文等を口述すること、又は、(iii)遺言者が、公的機関及び証人の前で、自己の遺言である旨を口述することを方式要件とすることが考えられること、た

だし、公的機関においては、外形的な確認を行うのみであり、真意性に関する実質的な審査を行うことは想定していないことを本文の（注3）に記載している。なお、上記（iii）の証人について、【乙案】では公的機関の職員が立ち会うため、対面のほか、ウェブ会議の方法による立会いを認めることも考えられる。その他、証人が承認したことを明らかにする方法等手続の詳細については、引き続き検討を要する。

オ 遺言に係る電磁的記録へ電子署名（注）を講ずることの要否については、真意性・真正性の担保等の観点を重視してこれを必要とする考え方、本人確認との重複及び遺言者の手続的負担を考慮して不要とする考え方、又は不要とした上で申請の際に別途作成する申請書情報（電磁的記録）には電子署名を行うこととする考え方があり得るところ、その他の申請手続の在り方を踏まえて検討する必要があるため、その旨を本文の（注4）に記載している。なお、電子署名を全く講じないこととする場合には、その他の方法（生体認証技術や遺言者と公的機関の職員とのやり取りの方法等）による真意性・真正性の担保等を図るための確認の在り方がより重要となると考えられる。

（3）問題点への対応等

ア 【乙案】に対しては、保管申請手続を要する点が遺言者の負担になるとの指摘がある。これに対しては、部会では、自筆証書遺言における全文自書要件が不要になることとのバランスからは、許容できる負担であるとの意見や、保管手続で一定の方式要件の不備が解消される可能性があるなど法的安定性が図られることに加え、保管制度を利用することで検認手続を要しないとするのであれば検認手続に伴う相続人等の負担がなくなるため、遺言の手続全体でみると負担と考えるべきではないとの意見もある。

イ 自筆証書遺言における全文自書要件とは異なり、内容を自ら全て理解した上でこれを表現するというプロセスがないことから、意思の形成及び表示について独立自由を確保し、意思表示の瑕疵や他人の影響等を防止することには限界があるのではないかと指摘がある。この指摘への対応については、前記のとおり、遺言の全文等の口述や証人の立会いを方式要件とすることなどが考えられるが、手続負担が大きく、利便性に欠けるとの指摘がある。

（注）電子署名とは、電磁的記録に記録することができる情報について行われる措置であって、当該情報が当該措置を行った者の作成に係るものであることを示すためのものであり、かつ、当該情報について改変が行われていないかどうかを確認

することができるものをいう（電子署名及び認証業務に関する法律〔平成12年法律第102号〕第2条第1項）。電子署名は、その機能に着眼した技術中立的なものとなっているが、現在の実務においては、公開鍵暗号方式と呼ばれる技術方式が用いられている。そのため、デジタルタッチペンによる署名は、電子署名には該当しない。

なお、電子署名を講ずるものとする場合には、保管申請時に、その電子署名に係る電子証明書（電子署名を行った者を確認するために用いられる事項が当該者に係るものであることを証明するために作成された電磁的記録）も併せて公的機関に提供するものとするのが考えられ、その電子証明書の種類については、マイナンバーカードの署名用電子証明書のほか、一般的な公的機関の手続において利用が認められている電子証明書の種類を参考に、法務省令等において定めることが考えられる。

6 【丙案】について

(1) 概要

ア 【丙案】は、遺言者がワープロソフト等で入力された文字情報に係る電磁的記録を作成し、これをプリントアウトした書面に氏名を自書した上で、公的機関が保管申請に際して遺言者の本人確認等を行って保管する方式である。

この案は、保管申請時の本人確認に加え、遺言者が自ら保管申請を行った上で、自己の遺言である旨を申述（書面、電磁的記録又は口述による。）したとの事実関係により、真意性・真正性の担保等が図られるとの考え方である。そして、その後の保管により、他人による改変、紛失等のリスクや、発見されないリスク等に対応することができる。

イ この案では、例えば、遺言者が、書籍や民間サービス等を活用しパソコン上でワープロソフト等を利用して遺言の全文等を入力して作成した電磁的記録をプリントアウトして氏名を自書した上で、公的機関に当該書面を持参（保管申請）することにより、遺言をすることが考えられる。

(2) 具体的な内容についての補足

ア 【丙案】では、遺言者がプリントアウトした書面に氏名を自書すれば足り、第三者による場合を含め、全文の作成（入力）の方法については問わないこととしているため、本文の（注）にその旨記載している。なお、遺言者等がプリントアウトした書面に手書きで本文等を追記することについて、保管の申請を受け付ける公的機関において、保管申請時まで追記された本文等を含めて遺言者の作成したものであるかを確認するものとするのが考えられ、その場合には、手書きによる追記を認め

ないとする必要はないと考えられることから、手書きによる追記も含め、作成の方法については問わないものとしている（下記本文4（加除その他の変更、撤回について）を参照）。

なお、現時点では、プリントアウトした文書に氏名を自書することのみを方式要件としているものの、更に押印を方式要件とするかについては、自筆証書遺言の方式要件における押印要件の扱いに関する議論（下記本文第2の2）を踏まえることが考えられる。

イ 申請手続については、出頭のほか、郵送により申請することも可能とした上でウェブ会議の方法により本人確認等を行うことを可能とすることも考えられる。なお、本人確認等の方法については【乙案】と同様であるが、郵送により申請することとした場合には、家族等が遺言者に代わって郵送するなど、遺言者が遺言の内容を正確に把握していないおそれが高まるため、その後の手続（遺言者と公的機関の職員とのウェブ会議の方法でのやり取りの方法等）による真意性・真正性の担保等を図るための確認の在り方がより重要となると考えられる。また、真意性・真正性の担保等の観点から、【乙案】において、遺言者がマイナンバーカード等による電子署名をし、署名用電子証明書等を提供することを方式要件とする場合には、【丙案】において、署名用電子証明書と同等の本人確認手段として用いられている印鑑登録証明書の提出を方式要件とすることも考えられる。

ウ 真意性の担保等の観点から、更に別の方式要件を加えることが考えられるのは、【乙案】の場合と同様である。

(3) 問題点への対応等

【丙案】に対する問題点及びそれに対する対応策は、【乙案】の場合と同様であると考えられる。

7 （後注）について

(1) （後注）では、遺言者が、民間事業者が提供する情報処理システムを用いて文字情報に係る電磁的記録を作成し、民間事業者が当該電磁的記録について遺言者の作成に係るものであることを確実に示すことができる措置等をとる方式とすることも考えられる旨記載している。

当該措置の具体的な内容としては、顔貌認証等の生体認証技術（注）、電子署名、録音・録画等のデジタル技術を複数活用した情報処理システムを用いて作成することにより、オンラインで本人確認等して真意性・真正性の担保等を図るとともに、その本人確認等に関する記録を当該民間事業者が保存し、執行手続においては、当該情報処理システムを用いて作成されたもの

であること等を当該民間事業者が証明することができるものとする考えられる。民間事業者が提供する情報処理システムを用いることにより、遺言者が、実質的に一人で遺言を作成することができることを想定している。デジタル技術は常に発展しており、現時点でデジタル技術によって真意性・真正性の担保等を図ることができるような仕組みを設けることができるとしても、それを偽装する技術も更に現れ得るとも考えられるものの、民間事業者が当該措置をとってその内容を保存することにより、その時点での真意性・真正性の担保等は図られているとの考え方によるものである。更に、上記の方法によって作成された遺言を当該民間事業者において保管する規律を設けることの要否については、引き続き検討することが考えられる。

- (2) 民間事業者が行う当該措置の具体的な内容は、遺言を作成しようとする者の利便性の向上、遺言者が負担することとなる費用（情報処理システムの開発及び運用保守に係る費用を含む。）等を考慮しつつ検討することを要すると考えられるが、例えば、遺言者が遺言作成アプリを用いて遺言を作成することとし、当該アプリで遺言の作成を開始するときに顔貌認証等の生体認証技術を用いて本人確認をしてログインした上、作成過程では遺言者本人が継続して操作しているか、周囲に遺言者本人に働き掛けている第三者はいないかなどを映像及び音声によるリアルタイム解析によって確認し、本人が操作していないなど不正を検知した時点で作成を自動的に停止する仕組みとし、作成完了時には遺言者本人が電子署名を講じて遺言を保管するとともに当該解析結果のログを保管するといった仕組みも考えられる。

なお、【乙案】は、ウェブ会議の方法を含め、公的機関の職員が遺言者との間でやり取りをすることを否定していないのに対し、（後注）では、民間事業者が、専ら機械を利用して遺言者の作成に係るものであることを担保することを想定している。

- (3) （後注）の考え方に対しては、必要な情報処理システムの開発・維持に相当の費用を要するものと考えられることから、遺言者において相当程度の作成費用を要することとなるとの指摘がある。この点については、遺言者に一定の利用料の負担が生じることを考慮しつつ、そのような負担を踏まえても遺言を作成しようとする者のニーズや、業務として実施しようとする民間事業者の有無を含め、現実的な実現可能性が問題となるとも考えられる。

仮に民間事業者が情報処理システムの構築運営を行うものとする場合には、適切な民間事業者が事業参入した上で、その事業の適正性・継続性を確保する観点から、監督官庁が当該事業者を監督する必要があるとも考

えられるが、その必要性の有無や、必要とした場合の監督の在り方等については引き続き検討を要する。

(注) 生体認証技術とは、個人によって異なる生体的（身体的）特徴を用いて本人確認を行う技術である。具体例としては、顔貌認証、指紋認証、音声認証、虹彩認証、静脈認証等があり、指紋認証、静脈認証は本人を特定する精度が高いといわれている。パスワードやＩＣカード等と異なり、忘却や紛失等のリスクがなく、また他人によるなりすましが困難であるというメリットがある。

もっとも、生体認証技術は、原則として、事前に個人の生体的特徴が登録されていることを前提として、当該登録された情報と遺言作成時に遺言に添付された情報との同一性を判断する必要があると考えられるから、遺言者の生体的特徴が事前に登録・保管されている必要がある。この点を踏まえると、顔貌を用いた認証については、マイナンバーカードの顔写真若しくはそのデータ、自動車運転免許証の顔写真又はパスポートの顔写真など、公的機関による厳格な本人確認を経た登録情報が存在することから、これを利用する制度を構築することが考えられる。他方で、他の生体的特徴については、現時点で一般的な事前登録はされていないことから、これを用いた制度を実現するのは困難とも考えられる。

２ 保管制度の在り方

本文１において【乙案】又は【丙案】を採用した場合の保管制度について、次の考え方に基づく規律を設けるものとする（注１）。

- (1) 相続人、受遺者及び遺言執行者等（以下「相続人等」という。）は、相続開始後、公的機関に対し、①自己が相続人等に当たる遺言に係る電磁的記録が保管されているか否かを証明する書面又は電磁的記録の提供、②当該遺言の内容の閲覧、③当該遺言の内容を証明する書面又は電磁的記録の提供を請求することができる（注２）。
- (2) 公的機関は、(1)②の閲覧をさせ又は③の書面若しくは電磁的記録を提供したときは、他の相続人等に対し、遺言に係る電磁的記録を保管している旨を通知する。
- (3) 公的機関は、遺言者の死亡の事実を確認したときに、あらかじめ遺言者が指定した者に対し、遺言に係る電磁的記録を保管している旨を通知する。
- (4) 保管されている遺言に係る電磁的記録については、遺言書の検認（民法第１００４条第１項）の規定は適用しない。

（注１）保管を行う公的機関としては、保管事務を実施するための体制の整備の必要性、国民の利便性、プライバシー保護の重要性等を考慮して検討する必要

があり、具体的には、全国で統一的な対応をすることが可能であり、かつ、現在自筆証書遺言書保管制度に係る事務を担っている機関である法務局とすることが考えられる。

(注2) 自己が相続人等に当たる遺言に係る電磁的記録が保管されているか否かを証明する電磁的記録及び当該遺言の内容を証明する電磁的記録には、公的機関が電子署名を講ずるものとすることが考えられる。

(補足説明)

1 概要

- (1) 公正証書遺言においては、相続人等の利害関係人が、全国の公証役場において、保存された公正証書遺言を検索することができるシステムがある。また、自筆証書遺言書保管制度においては、検索及び通知の仕組みが整備されている。

遺言は実現されることが重要であり、相続人等に対する通知及び検索の仕組みが必要であると考えられ、部会においても、新たな遺言の方式において保管制度を設けてそれらの仕組みを整えることが望ましいとの意見があったことから、遺言書保管法に関する規律を参照し、遺言制度を設けた場合の規律を提案している。

- (2) 本文2は、本文1と一体的に考えることを前提としており、本文1の【乙案】及び【丙案】については、保管の主体を公的機関として保管制度を設けることとしている。これに対し【甲案】については、録音・録画に係る電磁的記録を保管する場合のシステム負荷及びコストの観点から、現状では保管制度の対象としていない。

なお、本文1のとおり、遺言者による保管の申請について、電磁的記録によって遺言をする場合(【乙案】)は出頭又はオンラインの方法での申請を、プリントアウトした書面によって遺言をする場合(【丙案】)はそれに加えて郵送の方法も含めた申請を想定している。

2 規律の内容

- (1) 保管を行う公的機関としては、保管事務を実施するための体制の整備(オンライン申請や遺言に係る電磁的記録の保存・管理等のための情報処理システムの整備、保管申請時の審査・証明等の事務を実施する人的体制の整備、【丙案】により作成された書面による遺言書を保管する施設の整備等を含む。)の必要性、国民の利便性(転居時等における手続の利便性、相続人が自筆証書遺言書保管制度と併せて検索等を行う際の利便性等)及びプライバシー保護の重要性を考慮して検討することが考えられる。

具体的には、既に令和２年から自筆証書遺言書保管制度の運用を開始し、保管体制の基盤が一定程度備わっている法務局とすることが相当であるとの意見が部会であったことから、本文の（注１）にその旨を記載している（注１）。

- (2) 本文(1)は、遺言者以外の者は、遺言者の推定相続人等であっても、遺言者の生存中は、当該遺言の存在の有無やその内容等を確認することができないこととした上で、相続人、受遺者、遺言執行者等（注２）は、遺言者の死亡後であれば、自己が相続人等に該当する遺言が公的機関に保管されているか否かを証明する書面若しくは電磁的記録の提供、遺言の閲覧の請求、遺言の内容を証明する書面若しくは電磁的記録の提供を求めることができることとするものである。
- (3) 本文(2)は、公的機関が、相続人等の請求により遺言の内容の閲覧又は遺言に係る情報を証明した書面若しくは電磁的記録の提供がされた場合には、当該閲覧又は提供を受けた者以外の相続人等に対して遺言に係る電磁的記録の保管の事実を通知することとするものである。

なお、これらの者が遺言の保管の事実を既に知っている場合など、公的機関が通知をしないことに合理性があると認められる一定の場合には、通知をすることを要しないことが考えられる。
- (4) 本文(3)は、遺言者が遺言の保管の申請をする際に、その死亡時に指定する者に対して遺言を保管している旨を通知することの申出をしていた場合には、公的機関が遺言者の死亡の事実を確認したときは、指定された者に当該通知をすることとするものである。
- (5) 本文(2)及び(3)の通知により、他の相続人等が遺言の存在を知る機会が与えられる上、保管制度に基づき遺言に係る電磁的記録を保管する場合には改変防止のための手当てがされることとなる。遺言書の検認の趣旨は、検認時における遺言書の状態を確認し、その証拠を保全すること等にあるところ、公的機関において遺言に係る電磁的記録を保管することや上記の証明、通知等の仕組みを設けることにより、その趣旨は満たされと考えられるため、公正証書遺言や自筆証書遺言書保管制度の場合と同様に、本文(4)では、家庭裁判所における検認を不要とするものである。
- (6) 本文の（注２）は、各種の相続手続において、電磁的記録を提供して申請等を行おうとする場合には、電子署名のない電磁的記録は受け入れられない場合が多いと想定されることも踏まえ、証明に係る電磁的記録に公的機関が電子署名を講ずるものとすることが考えられる旨記載している（注３）。
- (7) このほか、法務局で保管されている自筆証書遺言書や公証役場に保存されている公正証書遺言等に加え、新たな方式の遺言も含めた遺言書等の有

無の検索を一元的に行うことができる仕組みを構築することが望ましいとの指摘もある。

この点については、本文の（注1）のとおり、新たな方式の遺言の保管が法務局で行われ、本文(1)①のとおり、自己が相続人等に当たる遺言が保管されているか否かの証明を請求することができるとした場合には、法務局において保管されている自筆証書遺言との有無の検索は一元的に行うことができると考えられる。

なお、公正証書遺言も含めて一元的に確認できるようにすることについては、個人情報保護上の問題の有無の観点からの検討が求められるほか、それぞれの請求手続や遺言書保管官と公証人の審査権限等の相違を踏まえた制度面や運用面の検討が必要となる。すなわち、法務局で保管されている自筆証書遺言書については、遺言書保管事実証明書（遺言者の相続人等に該当する遺言書が遺言書保管所に保管されているか否かを明らかにするもの）の交付を請求しようとする者は、その旨を記載した請求書に法務省令で定める書類を添付して、手数料を納めて遺言書保管官に提出する（遺言書保管法第10条第1項、第2項において準用する第9条4項、第12条第1項第3号、法務局における遺言書の保管等に関する省令第43条、第44条等）とされており、請求を受けた遺言書保管官は、遺言書保管所に備え付けられた遺言書保管ファイルに記録されている遺言者、受遺者、遺言執行者等の情報（保管申請やその後の変更の届出に際して遺言者から申告された情報を記録したもの）に基づき、請求者が相続人等に該当する遺言書があるか否かを外形的に審査し、その結果について、証明書を作成して交付している。これに対し、公証役場に保存されている公正証書遺言の検索については、法令上の根拠を有するものではなく、あらかじめ、個人情報の管理について遺言者からの了承を得た上で、当該遺言者に係る情報を日本公証人連合会で管理している遺言情報管理システムにより一元的に管理しているものであり、請求があった場合には、公証人において、請求者が利害関係人に該当するか否かを事案に応じて判断した上で、請求に係る遺言者による遺言の有無を当該システムを用いて検索し、無料で回答しているものである。したがって、仮に検索を一元的に行う仕組みを設ける場合には、請求権者の定めや請求に当たって疎明すべき事項、手数料の有無、回答方法等を統一する必要があると考えられる。また、それらの遺言を一元的に検索できるようにするためには、それぞれそのためのシステム整備をする必要があり、高額の改修費用が見込まれる。さらに、現時点までに遺言書保管所や公証役場において相当数の遺言が保管されており、それらを含めた一元化を図らない限り、一元化の効果は見込まれないと考えられるが、それに要する更なる費用負担や手

続負担、それらの遺言に係る情報の管理方法を変更することによる個人情報保護上の問題等についても考慮する必要がある。

以上によれば、公正証書遺言も含めて遺言書等の有無の検索を一元的に行うことができる仕組みを設けることには慎重な検討を要し、まずは遺言書保管事実証明書の交付手続のオンライン化など、それぞれの検索の手続負担の軽減によって対応することが考えられる。

(注1) 法制審議会民法(相続関係)部会の調査審議におけるパブリックコメントでは、保管業務を行う公的機関について、全国に相当数存在し、利便性がある一方で、市区町村役場ほど国民が頻繁に訪問する機関でもないため遺言者のプライバシー保護も確保できるなどとして、法務局が相当であるとの意見が最も多く、これに次いで、公正証書遺言の保管実績のある公証役場を挙げる意見が多かった。このほか、利便性が最も高いことを理由に市区町村役場が望ましいとする意見も寄せられたが、これに対しては、プライバシー確保や秘密保持の観点から問題があるとの反対意見もあった。そして、調査審議の結果、上記の点を踏まえ、国の機関である法務局が行うことが適切とされた。

(注2) 自筆証書遺言書保管制度においては、法律上の利害関係を有する類型の者である①遺言者の相続人、②遺言書に記載された受遺者等の遺言により利益を得る者及び③遺言書に記載された遺言執行者等の遺言により義務を負い又は権利を保全すべき地位を得る者が、遺言の閲覧の請求や遺言の内容を証明する書面の交付の請求をすることができることとされており(遺言書保管法第9条)、これと同様の者に請求権限を与えることが考えられる。

(注3) 公正証書遺言の場合においても、公証人による電磁的記録での証明においては、公証人が電子署名を講ずるものとされている(改正後の公証人法第45条)。

3 日付

日付について、次の考え方に基づく規律を設けるとの考え方について、引き続き検討するものとする。

- (1) 保管制度の対象としない場合(本文1の【甲案】の場合)
遺言者が作成日を記録する(本文1の【甲案】①のとおり)。
- (2) 保管制度に基づき保管される場合(本文1の【乙案】及び【丙案】の場合)
公的機関が保管を開始した日を記録する。

(補足説明)

1 現行の方式

自筆証書遺言等においては日付の記載が求められているところ、その趣旨は、①日付が遺言者の遺言能力の有無を確認する基準として重要な役割を持つこと、②互いに抵触する内容を含む遺言が複数存在する場合には、最後のものが有効な遺言と認められるため（第1023条）、いずれの遺言が有効かを決定する上で日付が重要となること、③普通の方式によるべきか、特別の方式によることができるかの状況を明らかにするために、日付が有用であることにあると解されている。

自筆証書遺言においては遺言者が、公正証書遺言及び秘密証書遺言においては公証人が、それぞれ日付を記載等するものとされている（注）。このうち自筆証書遺言について、判例は、日付の記載は遺言の成立の時期を明確にするために必要とされるのであるから、真実遺言が成立した日の日付を記載しなければならないとする（最判昭和52年4月19日集民120号531頁）一方で、記載された日付よりも約1か月弱後に押印がされたからといって、直ちに遺言が無効となるものではないとするなど、遺言者の真意の実現という観点から、一定程度柔軟な解釈が示されている。

（注）公正証書遺言については公証人法に基づき公証人が公正証書の作成年月日を記載等し（公証人法第36条第10号、改正後の公証人法第38条第5号）、また、秘密証書遺言については公証人が証書が提出された日付を封紙に記載することとされている（第970条第1項第4号）。

特別の方式の遺言については、遺言をした日付を記載することが方式要件として求められておらず、仮に記載された日付の正確性に争いがあっても、これに立ち会った証人等によって真実の日が立証されれば足りると解されている（最判昭和47年3月17日民集26巻2号249頁参照）。

2 規律の内容

(1) 規律の趣旨

普通の方式の遺言において日付の記載等が要求される趣旨は、デジタル技術を活用した新たな遺言の方式においても異なることなく、日付の記載又は記録が必要であり、既存の他の方式による遺言における日付との間で比較可能である必要があると考えられる。

そこで、公的機関が遺言の成立に関与しない方式とする場合には、遺言者自身が、方式要件が具備されるに至った日の日付を記録等することが考えられる一方、公的機関が遺言の成立に関与する方式とする場合には、当該公的機関が、他の方式要件が具備されるに至った日付を記録・管理するものとし、これにより日付の正確性を客観的に担保することが考えられる。

なお、部会では、同一日に複数の遺言が作成される可能性があり、その場合の遺言の先後関係の判断を可能とする観点から、日付に加えて時刻も記録すべきとの考え方もあったものの、そのような場面が多く生じるとまでは考えにくく、また、現行の他の普通の方式と異なり、新たな方式についてのみ時刻の記録を要件とする必要性は高くないとも考えられるため、その点の規律の提案はしていない。

(2) 保管制度の対象としない場合（本文3(1)）

本文(1)は、保管制度を利用しない方式（本文1の【甲案】）について、本文1の【甲案】①のとおり、方式要件としての日付として遺言者が作成日を記録することを求める考え方である。新たな遺言の方式においても、日付とは、真実遺言が成立した日の日付を指し、具体的には、方式要件が全て具備されるに至った日を記録すべきものと考えられる。

【甲案】では、日付は遺言者の遺言能力の有無等を判断する際の基準となるものであり、その記録が有用であると考えられることに加え、特別の方式の場合と異なり、普通の方式ではいつでもどこでも作成できるものであるから、その作成時点を明確にするために日付を記録する必要性が高いこと、他方で、重要な文書である遺言に日付の記録を求めることは慣行ないし法意識に沿うものであり、自筆証書遺言の在り方とも整合することを踏まえ、日付の記録を方式要件としている。もっとも、これに対しては、デジタル技術を活用する場合にはデジタル機器によって日付が記録される場面が多くあることから日付を方式要件とする必要性は高くなく、日付が記録されていないことのみをもって無効とする必要があるか疑問であるとして、日付の記録を方式要件としないとの考え方もあり得る。

なお、デジタル技術を活用する場合、デジタル機器によって日付が記録されるものの、使用するデジタル機器の日付が誤っていた場合には誤った日付が記録されたり、第三者が遺言の完成後にデジタル機器によって記録された日付を改変したりするおそれがあり、デジタル技術によって記録された保存の日が正確であることを担保することは過度な負担となり得るから、直ちにこれに依拠することはできないと考えられる（注1）。そこで、本文では、現行の自筆証書遺言と同様、遺言者が作成日として記録した日を方式要件としての日付としている。

具体的には、【甲案】では、方式要件が全て具備されるに至った日は、文字情報に係る電磁的記録と録音・録画に係る電磁的記録とが結合された日であり、遺言者としては当該日を当該電磁的記録に記録して口述する必要があると考えられる。日付の正確性や第三者による改変の防止については、証人の立会い及び録音・録画により一定程度担保されていると考えられる。

もつとも、その場合であっても、遺言者が日付を記録する場合に、遺言者が記録した日と真実遺言が成立した日が異なることが生じ得るが、自筆証書遺言における判例の考え方を踏まえ、方式要件としての日付が記録されているといえるかを判断することとなると考えられる。【甲案】では、遺言者が作成日として記録した日付について、電磁的記録が保存された日（文字情報に係る電磁的記録が保存された日、録音・録画に係る電磁的記録が保存された日、両者の電磁的記録が結合された電磁的記録が保存された日）や証人の供述する遺言成立日との整合性等を踏まえ、真実遺言が成立した日が記録されているかを明らかにした上で、相違する場合には、方式要件としての日付を欠き、当該遺言を無効とすべきものかどうかを事案ごとに判断することとなると考えられる（注2）。

(3) 保管制度に基づき保管される場合（本文3(2)）

本文(2)は、保管制度を利用する方式（本文1の【乙案】及び【丙案】）について、公的機関において保管が開始した日を記録し、当該日を遺言の成立日とする考え方である。

公正証書遺言及び秘密証書遺言については、公証人が公正証書の作成年月日を記録等することとされていることを踏まえ、公的機関においてデジタル技術を活用した新たな方式の遺言を保管する場合には、公的機関が保管を開始した日付を記録することとしている。これにより、日付の正確性が担保されると考えられ、公正証書遺言と同様、【乙案】及び【丙案】では、日付は方式要件とは位置付けられないものと考えられる。

(注1) 遺言者においてタイムスタンプ（時刻認証局が発行する時刻証明情報であって、電磁的記録がある日時が存在していたこと及びその日時以降に当該電磁的記録が改変されていないことを証明することができる機能を有するもの）を付与することを方式要件とするものも考えられるものの、一般に広く用いられているものとはとはいえず、これを方式要件とすることは遺言者にとって過度な負担となり得る。

(注2) 自筆証書遺言における日付について、最判令和3年1月18日集民265号11頁では、全ての要件を満たした日を遺言成立日とし、遺言書には同日の日付を記載すべきであることを前提としつつ、遺言者が、入院中に自筆証書遺言の全文、同日の日付及び氏名を自書し、退院して9日後に押印した事案において、真実遺言が成立した日と相違する日の日付が記載されているからといって直ちに当該遺言が無効となるものではないと判断されている。また、最判昭和52年11月21日集民122号239頁では、自筆証書遺言に記載された日付が真実の作成日付と相違しても、その誤記であること及び真実の作成の日が遺言証書の記載その他から容易に判明する場合には、日付の誤記は遺言を無効ならしめるものではないとして、書き誤りの場合には直

ちに方式違反により無効となるものではないと判断されている。

遺言者が電磁的記録に入力した日付をもって方式要件としての日付とする場合には、これらの判例の考え方が参考となるものと考えられる。

4 加除その他の変更、撤回

(1) 加除その他の変更

遺言が成立した後、内容を変更する場合には別途新たな遺言をすることを要するものとし、加除その他の変更に関する特段の規律を設けないものとする考え方について、引き続き検討するものとする。

(2) 撤回

次のいずれかの案によるものとする。

ア 保管制度の対象としない場合（本文1の【甲案】の場合）

【A案】遺言書の破棄について定める民法第1024条前段の適用を除外する規律を設けるものとする（注）。

（注）証人による立会いの下での破棄など一定の場合に遺言の破棄を認める規律を設けるものとする考え方もある。

【B案】特段の規律を設けないものとする。

イ 保管制度に基づき保管される場合（本文1の【乙案】及び【丙案】の場合）

【C案】保管の申請の撤回を認め、当該撤回をした場合には遺言を撤回したものとみなすとともに、当該撤回をしたときは、当該遺言に係る情報を消去する旨の規律を設けるものとする（注）。

（注）当該撤回をしたときでも、当該遺言に係る情報は消去しないものとする考え方もある。

【D案】保管の申請の撤回を認めないこととする。

（補足説明）

1 加除その他の変更

(1) 現行の方式

自筆証書遺言では、加除その他の変更があったことが遺言者の死後確証されなければならないことから、また、他人による変造を防止するために、加除その他の変更は、遺言者が、その場所を指示し、これを変更した旨を付記して特にこれに署名し、かつ、その変更の場所に押印しなければならないとされている（第968条第3項）。この規定は、遺言の作成過程における加除その他の変更についても適用されると解されており、遺言の完成前後を問わず、上記の方法によって変更しなければならない。

また、秘密証書遺言では、第970条第2項により自筆証書遺言について定める第968条第3項が準用されており、自筆証書遺言と同様の方法で加除その他の変更をしなければならないとされている（注）。もっとも、秘密証書遺言の性質上、公証人等が封紙に署名押印して遺言が完成した後は、変更することができないものと考えられる。

公正証書遺言では、改正前の公証人法第38条において変更（文字の訂正）に関する規定が設けられていたものの、改正後の公証人法では、電磁的記録をもって公正証書を作成する場合にはその旨の規定は不要であることや、書面をもって作成する場合のこれらの変更の方法は、法律で規定する必要はない技術的・細目的事項であることから、変更に関する規定は法定されていない。また、完成後の変更の手続について、特段の規定は設けられていない。

(2) 本文4(1)の内容

ア 検討の必要性

新たな遺言の方式において、遺言者が遺言の内容を変更したいと考える場合には、遺言者の最終意思が尊重されるよう、なるべく簡易な方法で変更できる方法であることが望ましいとも考えられる一方、第三者による変造ではないことを明確に判断することができる必要があると考えられる。また、一旦完成した後であっても遺言を変更する方法を定める必要があるか否かについては、秘密証書遺言や公正証書遺言において完成後の変更がされていないことも踏まえて検討すべきと考えられる。

イ 保管制度の対象としない場合

文字情報に係る電磁的記録を作成した上で、全文等を口述する状況の録音・録画及び証人の立会いを要する方式（本文1の【甲案】）の場合、文字情報に係る電磁的記録の文言と録音・録画に係る電磁的記録の口述内容が一致することが方式要件として求められるため、例えば、文字情報のみ一部を変更したことによりそれらが相違することとなった場合には、変更後の文字情報に一致する録音・録画を改めて作成する必要があると考えられる。そして、この案では、証人の立会い及び口述状況の録音・録画により、他人の変造を防止する機能が果たされているものと考えられる。そうすると、加除その他の変更の有無にかかわらず、完成したものが所定の方式を満たすか否かを判断すれば足りることとなり、加除その他の変更に係る規定を設ける必要はないと考えられる。その結果、遺言者が【甲案】に係る遺言について、加除その他の変更をしたいと考えた場合には、【甲案】の方式を満たすよう修正して完成させるか、又は加除その他の変更をしたい内容について別途遺言を作成する（この場合には他の方

式によってもよい（第1022条、第1023条第1項。）ことが考えられる。

ウ 保管制度に基づき保管される場合

保管制度を利用する方式の場合（本文1の【乙案】及び【丙案】）、現行の公正証書遺言や秘密証書遺言において遺言が完成した場合と同様に、保管開始後は、遺言者本人であっても加除その他の変更をすることはできず、また、他人による変造も困難であると考えられる。

他方で、電磁的記録による遺言の場合（【乙案】）及び書面による遺言の場合（【丙案】）のいずれであっても、公的機関において保管を開始するまでは容易に変更することができる。なお、【丙案】において、遺言者がプリントアウトした書面の本文を手書きで変更する場合であっても、公的機関に提供する前であれば、遺言者本人の意思に基づく変更であるかは明らかであることから、第968条第3項のような規律を設けず、自由に変更を認めても支障はないと考えられる。

その結果、遺言者が【乙案】又は【丙案】に係る遺言について、加除その他の変更をしたいと考えた場合には、保管開始前については、特段の方式の定めはなく変更が可能であり、保管開始後は、加除その他の変更をしたい内容について別途遺言を作成する（この場合には他の方式によってもよい（第1022条、第1023条第1項。））ことが考えられる。

（注）変更した旨の付記、署名及び押印について、遺言者によってされなければならないと考えるかどうかについては争いがあり、いずれも遺言者によってされることを要するとする見解、署名は遺言者によってされることを要するものの付記や押印は他人によることを認めるとする見解、いずれも遺言者によってされることを要しないとする見解等がある。

2 撤回

(1) 現行の方式

遺言者は、いつでも、遺言の方式に従って遺言の全部又は一部を撤回することができ、後にした遺言が前の遺言と抵触するときなどの場合には、抵触する部分につき前の遺言を撤回されたものとみなされ、また、遺言者が故意に遺言書を破棄等したときは、その破棄等した部分については遺言を撤回したものとみなされる（第1022条から第1024条まで）。これらの規定は、生前の遺言の撤回が自由であることを前提として、その方式を定めるとともに、撤回とみなされる場合を法定することにより、撤回について疑念が生じることを避けることに意義を有する。

上記の規定は、全ての遺言の方式に適用されるため、自筆証書遺言及び秘密証書遺言について、遺言者が故意に遺言書を破棄したときは、その破棄した部分については、遺言を撤回したものとみなされる（第1024条前段）。

他方で、公正証書遺言については、原本が公証人役場に保存されているため、遺言者が手元にある正本を破棄しても撤回の効力は生じないと考えられており、遺言者が故意に遺言書を破棄したときは、その破棄した部分については遺言を撤回したものとみなす規定（第1024条前段）は事実上適用される場面が存在しないものと考えられている。また、自筆証書遺言書保管制度において保管される遺言書についても同様に、遺言書保管所による保管が継続している間は、上記の規定が適用される場面は事実上存在しないものと考えられている。

(2) 本文4(2)の内容

ア 規律の趣旨

遺言は、遺言者の最終意思に効力を認めようとする制度であるから、いつでも自由にこれを撤回することが保障されなければならない。また、遺言者が前の遺言を撤回する意思を明示していない場合でも、その意思を推測させるような行為があれば、前の遺言を撤回したものと取り扱うのが遺言者の最終意思の尊重の趣旨からして適当であると考えられるが、その場合には撤回について疑念が生じないよう、撤回とみなされる場合を法定しておく必要があると考えられる。

そうすると、新たな遺言の方式においても、遺言者が自由に遺言を撤回することができるとともに、遺言者の撤回の意思を推測させるような行為を法定し、撤回とみなされる場面を明らかにすることが望ましいと考えられる。

イ 保管制度の対象としない場合（本文4(2)ア）

電磁的記録を遺言とする方式において、保管制度を利用しない場合（本文1の【甲案】）、遺言者が管理している遺言に係る電磁的記録と同一の電磁的記録が複数生じ得ることとなり、その性質上、書面（紙）の遺言とは異なり、遺言者が確定的なものとして作成した特定の電磁的記録を想定した規律を設けることは困難であると考えられる（注1）。

(ア) 【A案】は、遺言者が、遺言を撤回する意思をもって、管理している遺言に係る電磁的記録を破棄したとしても、当該遺言の破棄を認定するのはその性質上困難であり（例えば、遺言者が当該電磁的記録をパソコン上の「ごみ箱」のフォルダに格納したとしても容易に復元できる上、外観上はパソコン上に保存されていないように見えても電磁的記録の解析技術を活用することにより復元することができる場合もある。）、

特に他人が同一の遺言に係る電磁的記録を保管していることを想定するとその判断が更に困難であると考えられることを踏まえ、第1024条前段の適用を除外する規律を設け、電磁的記録によって遺言をする場合については、破棄による撤回を認めないこととするものである。

この案は、撤回とみなされる場面に当たるかどうか、なるべく疑義が生じないように上記の規律を設けるとする考え方である。この案による場合、遺言に係る電磁的記録を破棄したことによって撤回と考える遺言者も相当数いると考えられるため、当該方法では撤回に当たらない旨十分な周知広報が必要であると考えられる。

この案に対しては、遺言の作成に関与した証人等がいる場合に、遺言者が破棄したとしても撤回とならないとすると、遺言に係る電磁的記録の存否を巡る紛争が生じ得るとの指摘がある。そこで、証人による立会いの下での破棄など明文で定めた一定の場合にのみ遺言の撤回を認めるとの考え方もあり得るため、その旨を本文の（注）に記載しているが、一定の場面を明文で適切に定めることができるかが問題となると考えられる。

なお、この案による場合、遺言者は、新たな遺言をすること等によって遺言の撤回をすることが考えられる。

- (イ) 【B案】は、撤回について、デジタル技術を活用した新たな遺言の方式に関する特段の規律を設けず、電磁的記録によって遺言をする場合であっても第1024条が適用されることとして、遺言者が故意に遺言を破棄したといえるかどうかを裁判所の事実認定に委ねる考え方である。通常の遺言者の意思に沿うものとも考えられ、アメリカ及びカナダでも電磁的記録に係る遺言の破棄による撤回を認めている（注2）。もっとも、この案に対しては、上記のような電磁的記録の性質に鑑みれば、遺言者が破棄する場面に第三者が関与しているような場合でない限り、適切な事実認定は困難であり、相続人等の間で撤回を巡る争いが生じるおそれがあるとの指摘がある。

ウ 保管制度に基づき保管される場合（本文4(2)イ）

保管制度を利用する方式の場合（本文1の【乙案】及び【丙案】）、遺言者の意思に基づいて作成された遺言に係る電磁的記録は公的機関で保管されることとなるため、遺言者が確定的なものとして作成した電磁的記録を特定して撤回の有無を判断することができると考えられる。

そのため、公正証書遺言等における上記解釈と同様、遺言者が公的機関で保管されている遺言に係る電磁的記録と同一の電磁的記録を破棄しても、第1024条の適用はなく、撤回とみなされないこととなると考えら

れる。

- (ア) 【C案】は、遺言者の意思を尊重して保管の申請の撤回を認め、当該撤回をした場合には遺言を撤回したものとみなす旨の規律を設けるとするものである。遺言者の意思を尊重するものであり、また、撤回とみなされる場面も明確になると考えられる。

また、本文では、新たな遺言をすることなどにより撤回がされた遺言について、その遺言の情報が閲覧・証明されることを避けるため、公的機関に保管されている遺言の情報を消去することを望む遺言者がいることを想定し、公的機関に保管した遺言の情報を消去することとしている。他方で、部会においては、遺言の作成過程について相続人等の中で紛争になり、裁判所から照会等があった場合に対応できるよう撤回された遺言の情報を保有しておくべきとの意見もあったため、本文の（注）では当該遺言の情報を消去しない考え方を記載している。当該遺言の情報を消去しない場合には、当該遺言の情報については、本文2の証明・閲覧・通知の対象とせず、特別の事由がある場合に限り、遺言者生存中には遺言者に、遺言者死亡後には相続人等に閲覧の請求を認めるものとするなどとも考えられる。

なお、【C案】の場合には、保管申請の手続と同様に、撤回の手続において、真意性・真正性の担保等を図るための公的機関による確認の在り方が問題となる。

- (イ) 【D案】は、保管の申請の撤回は認めないとするものであり、その結果、遺言者が遺言の内容を変更したい場合には、新たな遺言をすることなどにより、遺言の撤回をすることとなる。公正証書遺言の場合と同様の考え方であり、撤回の有効性等が問題となる場面も生じないものの、遺言者による遺言の撤回のための選択肢が減るとの指摘があり得る。

（注1）デジタルデータは複製コピーが可能であり、一般には元データと複製コピーされたデータは基本的にはハッシュ値も同一であって区別できないと考えられる。もっとも、NFT（Non-Fungible Token）という技術を用いることで、特定のデジタルデータを唯一無二の非代替的なデジタルデータとすることができ、元データと複製コピーを区別することが可能となるものの、当該技術の利用が一般化しているとはいえない現状において、当該技術の利用を前提とすることは現実的な選択肢ではないと考えられる。

（注2）アメリカの統一電子遺言法第7条(b)(2)では、遺言の全部若しくは一部を撤回する意思をもって、遺言者がその行為を行ったこと若しくは他の者に指示をしてこの者が遺言者の物理的立会いのもとでその行為を行ったことが、

証拠の優越によって立証された物理的行為により、電子遺言の全部又は一部を撤回することができる旨規定されている（参考資料2・17、51、52頁参照）。

また、カナダの統一遺言法第16条(1)(c)では、遺言者又は、遺言者の立会いのもとで遺言者の指示によりある者が、遺言の全部又は一部を撤回する意思をもって、遺言又は遺言の一部の1つ又は複数の電子版を削除すること、同(d)では、遺言者又は、遺言者の立会いのもとで遺言者の指示によりある者が、証人の立会いのもと、遺言の全部又は一部を撤回する意思をもって、遺言の紙コピーの全部又は一部を何らかの方法で焼却、破り捨て、又は破棄することにより、電子遺言の全部又は一部を撤回することができる旨規定され、同条(3)では、疑義のないように、遺言の全部又は一部の1つ又は複数の電子版の不注意による削除は、遺言を撤回する意思の証拠とはならない旨規定されている（参考資料2・82、83、97、98頁参照）。

第2 自筆証書遺言の方式要件の在り方

1 自書を要しない範囲

財産目録について自書を要しないものとする現行法の規律を維持し、自書を要しない範囲を拡大しないものとする。

2 押印要件

上記1を前提に、押印要件については、次のいずれかの案によるものとする（注1）。

（注1）自筆証書にこれと一体のものとして財産目録を添付する場合において、その目録の毎葉にする押印要件（民法第968条第2項）及び加除その他の変更の際しての押印要件（同条第3項）を含む。

【甲案】押印を要しないものとする（注2）。

（注2）押印を方式要件としない場合であっても、遺言書に押印がされたときは、当該押印は、真意性の担保等の機能を有し、真正性が争われた際には、民訴法第228条第4項により成立の真正が推定され得るほか、完成されたものであるとの認定にもつながり得ると考えられる。

【乙案】引き続き押印を要するものとする。

【丙案】押印を要するものとする。ただし法定する条件（遺言者がその意思に基づき遺言をしたことを担保するための条件）を満たすときは、押印を欠いたとしても、遺言は、そのためにその効力を妨げられないものとする（注3）。

（注3）法定する条件として、例えば、

- ・ 裁判所が、遺言者がその意思に基づき遺言をしたと認める場合

- ・ 押印と自筆証書遺言書保管制度の利用とを選択的な方式要件と位置付けた上で、後者の方式要件（自筆証書遺言書保管制度の利用）を満たす場合などを定めることが考えられる。

（補足説明）

1 現行の方式

自筆証書遺言の方式要件としては、遺言者自身による遺言書の全文（財産目録を除く。）、日付及び氏名の自書並びに押印が定められている（第968条第1項及び第2項）（注）。遺言書の全文、日付及び氏名の自書が要求される趣旨は、筆跡によって本人が書いたものであることを判定することができ、それ自体で遺言が遺言者の真意に出たものであることを保障することにあり、また、押印が要求される趣旨は、遺言の全文等の自書とあいまって遺言者の同一性及び真意を確保するとともに、重要な文書については作成者が署名した上その名下に押印することによって文書の作成を完結させるという我が国の慣行ないし法意識に照らして文書の完成を担保することにあると解されている（最判昭和62年10月8日民集41巻7号1471頁、最判平成元年2月16日民集43巻2号45頁）。

（注）氏名の自書（署名）及び押印については、必ずしも遺言書の末尾にあることを要せず、遺言書の本文の中でも差し支えないと解されている。

2 自書を要しない範囲（本文1）

自筆証書遺言については、証人等が作成に関与せず、財産目録を除く全文、日付及び氏名の自書の方式要件が真意性・真正性を担保し、また熟慮を促していると考えられることから、更なる方式要件の緩和によって、偽造・変造のおそれや遺言者が遺言の内容を十分に理解しないまま作成するおそれが増大することも考えられる。そのため、全文等を自書する負担に対しては、デジタル技術を活用した新たな遺言の方式を設けることによって対応することとし、自筆証書遺言における自書を要しない範囲については現行規定を維持することが考えられることから、本文1では、自書を要しない範囲を拡大しない（財産目録を除く全文、日付及び氏名の自書につき、引き続き要するものとする。）ものとしている。

3 押印要件（本文2）

（1）規律の在り方の方向性

自筆証書遺言における押印の要否の検討に際しては、今後、押印をめぐる

慣行ないし法意識がどのように変容していくかについても踏まえた上で、押印要件を維持した場合の不都合等とそれを廃止した場合の不都合等について考慮する必要があるところ、具体的な規律の在り方の方向性としては、以下の3つの案（【甲案】、【乙案】及び【丙案】）が考えられる。

なお、財産目録の毎葉への押印要件及び加除その他の変更の際における押印要件についても、遺言本文の押印要件と同様の方向性を検討すべきと考えられ、本文2の（注1）ではその旨を記載している。

(2) 【甲案】について

【甲案】は、①押印に用いる印章については制限がなく、認印であってもよいとされていることからすれば、真意性や真正性の担保に対する押印の役割が必ずしも大きいとはいえず、それらの担保は全文や氏名等の自書により図ることができているとも考えられること、②いわゆるコロナ禍において、押印の見直しの機運が高まったこと、③公正証書遺言において遺言者及び証人による押印は不要とされるなどの法改正が行われたことなどを踏まえ、重要な文書については、作成者が署名した上その名下に押印することによって文書の作成を完結させるという慣行ないし法意識に変容が生じつつあるとの指摘があることも考慮し、押印要件を廃止する考え方である。今後、印鑑がますます使われなくなっていくと考えられること、押印要件を廃止した場合、署名要件がそれに代わって下書きと完成品とを区別する機能を果たすものと認識されていくことになるとも考えられることからすると、押印については、方式要件ではなく証拠の一つとして位置付ける整理をすることが考えられる。

【甲案】を採用した場合において、仮に押印がされたとしても、遺言の効力には影響せず、当該押印に基づく印影は証拠の一つとして位置付けられ、引き続き有益な機能を有すると考えられることから、本文2の（注2）では、その旨を記載している（注）。

（注）押印要件を単に廃止するにとどまらず、押印が文書の作成を完結させる機能を有することに鑑み、文書の作成が完結されていることを担保するための押印に代わる新たな方式要件（例えば文章の末尾に署名する、封筒に入れる、冒頭に「遺言書」と記載するなど）を設けるべきではないかの指摘が考えられる。もっとも、この考え方については、新たな方式要件を設けることは、方式を複雑化させかえって遺言の作成を躊躇させることになりかねないことから相当ではないとも考えられる。

また、高齢者などにとっては押印の負担よりも署名する負担の方が大きいものであることからすれば、特に、財産目録の毎葉にする押印及び署名並びに加

除その他の変更の際における押印及び署名については、それらのうちいずれかがあれば足りるとし、選択的な方式要件とすることも考えられるのではないかと指摘も考えられる。もっとも、この考え方については、法制審議会民法（相続関係）部会における調査審議において、加除その他の変更の際における押印及び署名要件に関し、署名は遺言者本人によるものか否かがある程度判別可能であるのに対し、押印は遺言者以外の者によっても十分押捺可能であるため、署名を外して押印のみでも足りるとすることについては特に慎重を期すべきである旨の指摘がされ、最終的に上記要件が維持されたことも踏まえ、その当否につき慎重に検討する必要があると考えられる。

(3) 【乙案】について

【乙案】は、押印は依然として下書きと完成品とを区別する機能を果たしているとも考えられること、他方で押印に用いる印章については制限がない上、遺言書は契約書等と異なり頻回に作成されるものではなく、また、単独で作成することができるものであることからすると、押印要件があることによる負担はそれほど大きなものではないとも考えられることから、引き続き押印を要するものとする考え方である。

上記のとおり、押印をめぐる慣行ないし法意識に変容が生じつつあるとの指摘があり、そのこと自体は否定できないものの、遺言という方式行為の特殊性に鑑み、押印要件を存置することもなお考えられる（注）。

（注）【乙案】を採用した場合でも、押印を欠いた遺言がおよそ全て無効となるものではなく、個々の事案における裁判所の判断（押印要件の解釈）により救済される余地があることは、現行法下と同様である。これまでの判例には、指印（遺言者が印章に代えて拇指その他の指頭に墨、朱肉等をつけて押捺すること）についても第968条の押印として足りるものとし、押印要件を柔軟に解釈したものがある（最判平成元年2月16日民集43巻2号45頁）。また、外国出身であり、その後日本に帰化した者がした押印を欠く遺言について、遺言者が主として日本語以外の言語を使用していたこと、その交際相手が少数の日本人を除いて外国の者に限られ、日常生活も外国の様式に従い、印章を使用するのは特に先方から押印を要求されるものに限られていた等の事情の下においては有効としたものがある（最判昭和49年12月24日民集28巻10号2152頁）。

(4) 【丙案】について

【丙案】は、仮に押印を方式要件とするとしても、そのみを欠いた場合

の法的効果（サンクション）として遺言を無効とするまでの必要があるか疑問であるとした上で、押印を要するものとしつつ、それを欠いた場合においても、遺言者がその意思に基づき遺言をしたこと（遺言の完成の趣旨をも含む。）を担保するために法定する条件を満たすときは、遺言は、そのためにその効力を妨げられないものとする考え方である（なお、この場合において、他の方式要件を充足していることは当然の前提である。）。押印を欠く遺言につき、法定する条件を満たす場合に一律に救済を図るという点において、救済の可否につき裁判所の個別の判断に委ねられている【乙案】とは異なる。

将来的には、押印の機会がますます減っていくと考えられるものの、現状においては、依然として、真意性・真正性の確保や下書きと完成品との区別のために押印がされており、その押印の機能が直ちに消滅するものではないとも考えられることからすると、押印を引き続き方式要件としつつ、それを欠いた場合でも、法定の要件を満たす場合には救済を図るとすることも考えられる。

もっとも、この考え方については、「法定する条件（遺言者がその意思に基づき遺言をしたことを担保するための条件）を満たすとき」としてどのような場合を想定するか、また、相続開始後、誰が、いかなる手続ないし段階において、この場合に該当するかを判断するのかが問題となり、その内容や判断方法等を定めるに当たっては、遺言執行の場面において実務上混乱を生じさせるおそれがないか、平成30年民法改正により法定相続分を超える部分については相続登記が対抗要件とされ（民法第899条の2第1項）、迅速な登記が求められていることに沿うものであるか、相続人に課せられることとなる手続的負担として相当な範囲といえるか等について、考慮する必要があると考えられる。

本文2の（注3）では、上記一定の場合の具体例の一つとして「裁判所が、遺言者がその意思に基づき遺言をしたと認める場合」を記載しているところ、この場合、押印を欠く遺言について、広く救済の余地を残すことができるとも考えられる一方、どのような類型の訴訟を予定するか等によっては、同一の遺言の効力の判断が裁判所により区々となる、相続人等に過大な手続的負担となるといった事態が生じ得る。さらに、証人の関与が方式要件とされていない中で裁判所が心証を得ることは困難ではないかとの指摘も考えられる。（注1）（注2）（注3）

また、その他の具体例として「押印と自筆証書遺言書保管制度の利用とを選択的な方式要件と位置付けた上で、後者の方式要件（自筆証書遺言書保管制度の利用）を満たす場合」を記載しているところ、これは、遺言者が自筆証書遺言書保管制度を利用した場合においては、自ら保管申請をした事実

により、その意思に基づき当該申請に係る遺言をしたことが担保され得る
との考え方に基づくものである。この場合、要件該当性の判断を容易に行う
ことができる上、同一の遺言の効力の判断が区々になるなどして実務上の
混乱を生じさせる事態や相続人等に過大な手続的負担を課す事態を避ける
ことができると考えられる。一方、自筆証書遺言書保管制度の利用を新たに
方式要件と位置付けることになるため、現行の自筆証書遺言書保管制度の
法的位置付けを変更することになることや自筆証書遺言についての新たな
類型を設けることになることの当否、保管申請の撤回の可否、保管制度の利
用の有無によって方式要件が異なることにより国民に混乱を招くことにな
らないか等について、検討を要する。(注4)

(注1) 例えば、押印を欠くが、花押が書かれた遺言について、【乙案】ではその
効力が否定されると考えられる(最判平成28年6月3日民集70巻5号
1263頁参照)。他方、【丙案】におけるこの具体例では、裁判所において、
遺言者がその意思に基づき遺言をしたことが認められる場合には、その効
力が肯定されることとなると考えられる(そもそも、【丙案】におけるこの
具体例では、花押など押印に代わるものがおよそない遺言についても、裁判
所の認定により、救済される余地がある)。

(注2) 臨時法制審議会が昭和2年に発表した「民法相続編中改正ノ要綱」では、
第16項第1号において、「自筆証書ニ依ル遺言ニ付テハ日附ノ自書及ビ捺
印並ニ民法第千六十八条第二項(引用者注:現行第968条第3項)ノ要件
ハ之ヲ欠クモ裁判所ノ認定又ハ家事審判所ノ審判ニ依リテ其効力ヲ認め得
ルモノトスルコト」が提案されている。なお、上記要綱については、昭和3
年以降、民法改正調査委員会において、条文化する作業が行われたが、昭和
19年に戦争の激化によりその中止が命ぜられた。

(注3) アメリカにおいては、方式に欠陥のある不完全な遺言をすべて無効とす
るのではなく、その欠陥がなければ法律上の方式要件の目的を満たすとい
える場合、裁判所は、当該遺言を法律上の方式と一致したものとして捉える
ことができるとする「実質的遵守の法理」に関する規定が定められている。
その他、アメリカ及びカナダにおいては、被相続人が当該書面をその遺言と
して意図していたという明白かつ確信的な証拠がある場合、裁判所は、法律
上の方式との不一致を問題にせず、遺言を有効と認めてよいとする「法律適
用免除権限」に関する規定がある。

(注4) なお、自筆証書遺言書保管制度の利用を方式要件と位置付けることはせ
ず、単に、法定する条件として、「自筆証書遺言書保管制度を利用した場合」
を定めることも考えられる。もっとも、この考え方に対しては、現行法令下

では、保管の申請に係る遺言書が民法に規定する自筆証書によってした遺言に係る遺言書ではないときは、その申請を却下しなければならないとされている（法務局における遺言書の保管等に関する政令第2条第2号）こととの関係についてどのように整理するか（民法及び遺言書保管法並びにその関係法令の改正の内容等）が問題となる。

第3 秘密証書遺言の方式要件の在り方

1 規律の在り方の方向性

秘密証書遺言については、下記2を除き、現行の方式要件を維持するとともに、デジタル技術を活用した新たな方式を設けないものとする。

2 押印要件

- (1) 公証人の押印要件については、これを維持するものとする。
- (2) 遺言者及び証人の押印要件については、自筆証書遺言における押印要件の在り方（本文第2の2）を踏まえ、次のいずれかの案によるものとする（注）。

（注）遺言者による証書への押印及び封印要件（民法第970条第1項第1号、第2号）、遺言者及び証人による封紙への押印要件（同項第4号）のほか、加除その他の変更の際の押印要件（同条第2項、第968条第3項）を含む。

【甲案】遺言者及び証人の押印を要しないものとする。

【乙案】引き続き遺言者及び証人の押印を要するものとする。

【丙案】遺言者及び証人の押印を要するものとする。ただし法定する条件（遺言者がその意思に基づき遺言をしたことを担保するための条件）を満たすときは、押印を欠いたとしても、遺言は、そのためにその効力を妨げられないものとする。

（補足説明）

1 現行の方式

秘密証書遺言の方式要件としては、①遺言者が証書に署名・押印すること、②遺言者がその証書を封じ、証書に用いた印章で封印すること、③遺言者が公証人1人及び証人2人以上の前に封書を提出して、自己の遺言書である旨並びに筆者の氏名及び住所を申述すること、④公証人がその証書提出の日付及び遺言者の申述を封紙に記載した後、遺言者及び証人とともにこれに署名・押印することが定められている（第970条第1項）。すなわち、遺言者は、上記①（証書）、同②（封印）及び同④（封紙）の押印を、証人及び公証人は、上記④（封紙）の押印を、それぞれ行う。

なお、領事方式により秘密証書遺言を作成する場合については、日本の領事

の駐在する地に在る日本人が秘密証書によって遺言をしようとするときは、公証人の職務は、領事が行う旨定められているところ（第984条前段）、令和3年5月に成立し公布された「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」（令和3年法律第37号）（デジタル一括化法）による同条の改正により、遺言者及び証人による封紙への押印（上記④）の要件が廃止された（同条後段）（注）。

（注）同改正による封紙への押印の廃止（領事方式遺言における上記④）については、外国に滞在する日本人は印章を所持していないことも多く、新たに印章を入手することも困難であるから、押印を要求することで領事方式の遺言の利便性が阻害されるおそれがあることを考慮するとともに、他方、領事方式の遺言の作成には領事が関与していること、外国においては署名により重要な取引行為等を行う慣行が存在することも多く、そこに居住・滞在する日本人もその慣行に従うと一般的に想定されることなどを踏まえ、署名のみによっても、遺言者の真意に基づく作成が担保されることが考慮された。

これに対し、領事方式による秘密証書遺言においては、領事が遺言の内容が遺言者本人の真意に基づくものであることを確認することが予定されておらず、遺言者の真意が正確に記載されていることを遺言書自体により明らかにする必要があることなどが考慮され、証書への押印及び封印（上記①及び同②）は、引き続き必要とされている。

2 規律の在り方の方向性（本文1）

秘密証書遺言は、公証人を含めた第三者に対して遺言の内容を秘密にしたままにすることができる点に特質があるところ、公正証書遺言に比してその作成件数は少数にとどまっており、秘密証書遺言に対する需要はそれほど大きいものではないとも考えられる。また、証書（遺言書）の全文について、必ずしも自筆であることを要せず、印刷や印字したものなどでも足り、第三者に委託してこれらの手段をとらせることも許されると解されていることから、現行の方式要件を見直したりデジタル技術を活用した新たな方式を設けたりする必要性は高くはないとも考えられる（注）。

そうすると、現行の方式要件を基本的に維持するとともに、デジタル技術を活用した新たな方式を設けないものとすることが考えられることから、本文1において、その考え方を提示している。

（注）なお、秘密証書遺言の方式要件について、デジタル技術を活用した在り方を検討する場合、どの方式要件との関係でいかなるデジタル技術を活用するかについ

て検討する必要があると考えられる。例えば、上記 1 ③及び④の方式要件との関係において、遺言者が、公証役場に対し、郵送により封書を送付又はパスワードを付した遺言に係る電磁的記録を送信し、ウェブ会議を利用して公証人及び証人の前にそれを提出の上、自己の遺言であること等を申述し、公証人が電磁的記録をもって封紙に相当する証書を作成するものとするとも考えられる。

3 押印要件（本文 2）

(1) 公証人の押印要件

令和 5 年公証人法改正により、公証人は、電磁的記録をもって公正証書を作成することにつき困難な事情がある場合に限り、書面をもって公正証書を作成することとなるところ、この場合、公証人は、所属法務局等に提出した職印の印鑑により公正証書に押印しなければならない（改正後の公証人法第 36 条第 2 号、第 40 条第 4 項第 2 号）。これは、公証人による押印が、遺言者等の列席者による押印とは異なり、同法第 21 条第 1 項に基づき、氏名を自署して所属法務局等に提出した職印の印鑑によるものとされており、公証人による署名とあいまって、公正証書が公証の効力を有するための不可欠の要件であるとされていることによるものである。

そのため、封紙の性質上、電磁的記録によって作成することができないと解されている秘密証書遺言については、引き続き公証人による押印を要することとなる。

公証人の押印が上記のように公証制度上の位置付けに根拠を有することと踏まえると、秘密証書遺言における公証人の押印要件については現行規定を維持することが考えられることから、本文 2(1)において、その考え方を提示している。

(2) 遺言者及び証人の押印要件

ア 【甲案】は、自筆証書遺言において押印を要しないものとする場合（本文第 2 の 2 の【甲案】）に、その趣旨（真意性や真正性の担保に対する押印の役割が必ずしも大きいとはいえないこと、押印の見直しの機運が高まっていること、公正証書遺言において遺言者及び証人による押印は不要とされるなどの法改正が行われたこと等）に鑑み、秘密証書遺言における遺言者及び証人の押印（上記 1 の①、②及び④のほか、加除その他の変更の際の押印）についてもこれを要しないものとする考え方である。

もっとも、この考え方に対しては、令和 3 年のデジタル一括化法による第 984 条の改正に際して、遺言者及び証人による封紙への押印要件（上記 1 の④）のみが廃止され、遺言者による証書への押印及び封印要件（上記 1 の①及び②）は維持されているところ、その理由（上記 1 の（注））

を踏まえると、遺言者による証書への押印及び封印を廃止した場合、遺言者の真意が正確に記載されていることを証書（遺言書）自体により明らかにすることはもはやできないのではないかと指摘が考えられる。

また、遺言者による封印（上記１の②）の趣旨が内容漏洩のおそれを防止することにあることに鑑み、少なくとも封印要件については維持すべきとする指摘も考えられる。もっとも、これに対しては、遺言者による証書への押印（上記１の①）を要しないものとした場合には、封印を同一の印章により行うことの前提を欠くこととなるため、封印（上記１の②）をも要しないものとした上で、それに代わる措置（封じる部分に署名をするなど）を求めるべきとする指摘、あるいは、そもそも、方式要件に内容漏洩のおそれの防止の意味合いまで持たせることには疑問があるとして、封印（上記１の②）を要しないものとするべきとする指摘が考えられる。

イ 【乙案】は、自筆証書遺言において引き続き押印を要するものとする場合（本文第２の２の【乙案】）に、その趣旨（押印は依然として下書きと完成品とを区別する機能を果たしているとも考えられること等）に鑑み、秘密証書遺言においても、引き続き遺言者及び証人の押印を要するものとする考え方である。

ウ 【丙案】は、自筆証書遺言において、押印を要するものとしつつ、それを欠いた場合においても、法定する条件（遺言者がその意思に基づき遺言をしたことを担保するための条件）を満たすときは、遺言は、そのためにその効力を妨げられないものとする場合（本文第２の２の【丙案】）に、秘密証書遺言における遺言者及び証人の押印要件についても同様の案を採用し、押印を要するものとしつつ、それを欠いた場合においても、遺言者がその意思に基づき遺言をしたこと（遺言の完成のほか、封紙に封じられた遺言書が遺言者本人のものであること（注）も含む。）を担保するために法定する条件を満たすときは、遺言は、そのためにその効力を妨げられないものとする考え方である。

（注）秘密証書遺言における証人の封紙への押印の趣旨は、遺言者による封書の提出・申述や公証人による封紙への署名及び押印等と相俟って、封紙に封じられた遺言書が遺言者本人のものであることを保障することにあると解されている。

第４ 特別の方式の遺言の方式要件の在り方

１ 作成することができる場面の規律

（１）船舶遭難者遺言については、現行の文言（船舶が遭難した場合）に限ら

ず、航空機遭難や天災その他避けることのできない事変も含まれることを規律上明確化するとの考え方について、引き続き検討するものとする（注）。

（注）「天災その他避けることのできない事変」については、民法第161条と同様、「天災」とは地震、洪水などの自然力を意味し、「その他避けることのできない事変」とは暴動、戦乱などの天災と同視すべき事変を意味することを想定している。

- （2）一般隔離地遺言については、現行の文言（伝染病のため行政処分によって交通を断たれた場所に在る者）に限らず、一般社会との交通が事実上又は法律上自由に行い得ない場所に在る者全てを含むことを規律上明確化するとの考え方について、引き続き検討するものとする。
- （3）死亡危急時遺言及び在船者遺言については、遺言を作成できる場面に關する規律については、現行法の規律を維持するものとする。

（補足説明）

1 規律の在り方の方向性

遺言は死者の最終の意思表示であり、遺言者の真意を確保するために、厳格な方式を遵守することが要求されているものの、特別な事情のもとにおいては、民法の要求する普通方式を遵守して作成しえない場合があり、この場合に、方式に従っていないことを理由として遺言を無効とすることはかえって現実に即しないことから、民法は、危急時遺言（死亡危急時遺言、船舶遭難者遺言）と隔離地遺言（一般隔離地遺言、在船者遺言）を認めている。このように、特別の方式の遺言は、厳格な方式が要求される遺言においては例外的なものと考えられており、遺言者が生存しているにもかかわらずこの方式による遺言を有効としておくことは後日の紛争をもたらすおそれがあると考えられることから、遺言者が普通的方式によって遺言をすることができるようになった時から6か月間生存するときは、その効力を生じないと定めている（第983条）。

このような特別の方式の遺言の趣旨や現行規定における規定の在り方等に照らすと、特別の方式の遺言の作成が認められる場面については、一般に普通方式（現行規定のみならず、デジタル技術を活用した新たな遺言の方式を含む。）を遵守して作成し得ないと考えられる場面に限定することが相当であると思われる（注）。

そのため、遺言制度を国民にとってより一層利用しやすいものとする観点からの見直しは、普通的方式の遺言を中心に検討されるべきものと思われるものの、仮に普通的方式におけるデジタル技術を活用した新たな遺言の方式

を設けた場合であっても、なお普通的方式を遵守して遺言を作成し得ないと考えられる場面は、現代においても想定されるものと思われ、そのような例外的な場面に限っては、特別の方式の遺言の作成を許容する必要性がある。

そこで、特別の方式の遺言の作成が認められる場面に関する規律の見直しについては、特別の方式の遺言の作成が認められる場面を明確化する観点から、現行規定の解釈上認められている場面や、現代において一般に普通方式を遵守して作成し得ないと考えられる場面を条文上明らかとすることが考えられる。

(注) もっとも、特別の方式によって遺言を作成することができる場合であっても、普通的方式による遺言をすることは妨げられないとされており（東京高判昭和8年12月28日新聞3662号5頁）、自筆証書遺言を作成することができる場合であっても、死亡危急時遺言によって遺言を作成することが可能であり、自筆証書遺言の作成が可能であったことをもって当該死亡危急時遺言が無効となるものではないと考えられている。

2 船舶遭難者遺言について

(1) 船舶遭難者遺言を作成することができる場面については、現行規定では、「船舶が遭難した場合において、当該船舶中に在って死亡の危急に迫った者」（第979条1項）と規定されている。船舶中に在る者については、普通的方式である自筆証書遺言や、特別の方式である在船者遺言（第978条）が可能であるものの、船舶が遭難した場合には、これらの方式を履践することができないことが多いと考えられる上、遺言者に死亡の危急が迫っている場合には、死亡危急時遺言（第976条）が可能であるものの、在船者にその要件を遵守させることについても、困難な場合が多いと考えられることから、船舶遭難の場合に死亡の危急に迫っている場面については、第976条及び第978条よりさらに緩和された要件の下で遺言を作成することができることとされている。

このように、現行の第979条1項は船舶遭難の場合を想定しているものの、現在においては、航空機遭難の場合にも類推適用されると解釈されている。

加えて、現在において、特定の状況下において普通的方式の遺言や死亡危急時遺言の方式要件の履践が困難な場面としては、船舶遭難や航空機遭難に限られず、地震・洪水等の大規模自然災害に被災した者や戦乱・暴動等の天災と同視すべき事変に巻き込まれた者に死亡の危急が迫っている場面も想定することができる。

- (2) そのため、本文1(1)では、船舶遭難者遺言については、現行の文言（船舶が遭難した場合）に限らず、航空機遭難や天災その他避けることのできない事変も含まれることを条文上明らかとするとの考え方について、引き続き検討するものとしている。

なお、時効の完成猶予を定めた第161条における「天災その他避けることのできない事変」について、「天災」とは地震、洪水などの自然力を意味し、「その他避けることのできない事変」とは暴動、戦乱などの天災と同視すべき事変をいうと解釈されているところ、船舶遭難者遺言においても同様に解釈することが相当と思われることから、その旨を本文の（注）で記載している。もっとも、前記(1)記載のとおり、船舶遭難者遺言は、死亡危急時遺言の方式要件すら履践できない場面を想定した規定であることから、およそ生命の危険性のない軽微な災害や暴動等の場合にまで船舶遭難者遺言の方式による遺言を認めることは相当でないとも思われる。そのため、「天災その他避けることのできない事変」の場合については、それによって死亡の危急に迫ったことが必要であると整理することも考えられるところ、このような考え方についても引き続き検討することが必要と思われる。

3 一般隔絶地遺言について

- (1) 一般隔絶地遺言を作成することができる場面については、現行規定では、「伝染病のため行政処分によって交通を断たれた場所に在る者」（第977条）と規定されている。そもそも、一般隔絶地遺言は、遺言の作成に公証人の関与を求めることができないため、公正証書遺言や秘密証書遺言の作成が困難な場面において認められる特別の方式であるところ、「伝染病のため行政処分によって交通を断たれた場所に在る者」とは、解釈上、伝染病に限らず、一般社会との交通が事実上又は法律上自由になしえない場所にある者すべてを含むとされている。
- (2) そのため、本文1(2)では、現行の文言（伝染病のため行政処分によって交通を断たれた場所に在る者）に限らず、一般社会との交通が事実上又は法律上自由に行い得ない場所に在る者全てを含むことを条文上明らかとするとの考え方について、引き続き検討するものとしている。

4 死亡危急時遺言及び在船者遺言について

- (1) 死亡危急時遺言を作成することができる場面については、現行規定では、「疾病その他の事由によって死亡の危急に迫った者」（第976条）と規定されているところ、「死亡の危急に迫った」ことは、原因のいかんを問わず、必ずしも客観的なものである必要はなく、遺言者が、自己の死亡の危急が迫

っているものと自覚するなど主観的に存すればよいと解釈されている。

また、在船者遺言については、現行規定では「船舶中に在る者」（第978条）と規定されているところ、航行中であると港湾に碇泊中であることを問わないと解釈されている。

死亡危急時遺言及び在船者遺言については、前記船舶遭難者遺言及び一般隔絶地遺言とは異なり、あえて現行規定の解釈を明文化する必要があるとまではいい難いと思われる。また、特に死亡危急時遺言については、「死亡の危急に迫った者」であれば、その原因や状況を問わず作成が可能であるなど比較的作成できる場面が広範であるところ、前記1記載のとおり、特別の方式の遺言の作成が認められる場面については、一般に普通の方式（現行規定のみならず、デジタル技術を活用した新たな遺言の方式を含む。）を遵守して作成し得ないと考えられる場面に限定することが相当であると思われることを踏まえると、死亡危急時遺言が作成できる場面を現行規定から拡張することは相当とはいいい難いと思われる。

- (2) そのため、本文1(3)では、死亡危急時遺言及び在船者遺言における遺言を作成することができる場面に関する規律については、現行法の規律を維持するものとしている。

2 作成方法の規律

(1) 現行法の規律について

現行法の規定については、維持するものとする（注1）。

（注1）特別の方式の遺言における押印要件（民法第976条第1項、第979条第3項、第980条及び第982条により準用される第968条第3項）については、自筆証書遺言における押印要件の在り方を踏まえて検討するものとする。

(2) 死亡危急時遺言及び船舶遭難者遺言におけるデジタル技術を活用した新たな遺言の方式について

死亡危急時遺言及び船舶遭難者遺言については、普通の方式におけるデジタル技術を活用した新たな遺言の方式の在り方についての検討を踏まえ、次の案に基づく規律を新たに1つ又は複数設けることについて、引き続き検討するものとする（注2）（注3）（注4）（注5）。

（注2）死亡危急時遺言及び船舶遭難者遺言についての各案については、遺言者の指示を受けた証人等の第三者が、録音・録画によって電磁的記録に記録することも許容されることを前提としている。

（注3）死亡危急時遺言及び船舶遭難者遺言についての各案における証人については、ウェブ会議の方法により立ち会うことができるものとするのが考えら

れる。

(注4) 遺言者若しくは証人が口がきけないとき又は耳が聞こえないときは、通訳人の通訳により口授等すること又は遺言者若しくは証人が入力する文字情報を電子計算機を用いて同時に音声に変換することにより、口授等に代えるものとすることが考えられる。

(注5) 死亡危急時遺言及び船舶遭難者遺言についての各案については、現行規定と同様に、確認の手續を要するものとする。

ア 死亡危急時遺言

【甲案】遺言の全文等が文字情報として記録された電磁的記録によって遺言することとし、証人の立会い及び録音・録画を要件とする方式

- ① 証人1人以上の立会いがあること。
- ② 遺言者が、証人に遺言の趣旨を口授し、その口授を受けた証人が、電磁的記録に遺言の趣旨、日付並びに遺言者及び証人の氏名を記録し、これを遺言者に読み聞かせ又は閲覧させること。
- ③ 遺言者が、②の記録が正確なことを承認すること。
- ④ 遺言者が、②③の状況を録音及び録画を同時に行う方法により電磁的記録に記録すること。

【乙案】遺言の全文等が文字情報として記載された書面によって遺言することとし、証人の立会い及び録音・録画を要件とする方式

- ① 証人1人以上の立会いがあること。
- ② 遺言者が、証人に遺言の趣旨を口授し、その口授を受けた証人が、遺言の趣旨、日付並びに遺言者及び証人の氏名を筆記して、遺言者に読み聞かせ又は閲覧させること。
- ③ 遺言者が、②の筆記が正確なことを承認すること。
- ④ 遺言者が、②③の状況を録音及び録画を同時に行う方法により電磁的記録に記録すること。

【丙案】遺言の全内容が録音・録画された電磁的記録によって遺言することとし、証人の立会いを要件とする方式

- ① 証人1人以上の立会いがあること。
- ② 遺言者が、遺言の趣旨を口述すること。
- ③ 証人が、自己の氏名を口述すること。
- ④ 遺言者が、②③の状況を録音及び録画を同時に行う方法により電磁的記録に記録すること。
- ⑤ 遺言者が、再生された④の電磁的記録を閲覧してその内容が正確なことを承認した旨口述すること。

- ⑥ 遺言者が、⑤の状況を録音及び録画を同時に行う方法により電磁的記録に記録すること。

イ 船舶遭難者遺言

【甲案】遺言の全文等が文字情報として記録された電磁的記録によって遺言することとし、証人の立会い及び録音・録画を要件とする方式

- ① 証人１人以上の立会いがあること。
- ② 遺言者が、口頭で遺言すること。
- ③ 遺言者が、②の状況を録音及び録画を同時に行う方法により電磁的記録に記録すること。
- ④ 証人が、電磁的記録にその遺言の趣旨、日付並びに遺言者及び証人の氏名を記録すること。

【乙案】遺言の全文が文字情報として記載された書面によって遺言することとし、証人の立会い及び録音・録画を要件とする方式

- ① 証人１人以上の立会いがあること。
- ② 遺言者が、口頭で遺言すること。
- ③ 遺言者が、②の状況を録音及び録画を同時に行う方法により電磁的記録に記録すること。
- ④ 証人が、遺言の趣旨、日付並びに遺言者及び証人の氏名を筆記すること。

【丙案】遺言の全内容が録音・録画された電磁的記録によって遺言することとし、証人の立会いを要件とする方式

- ① 証人１人以上の立会いがあること。
- ② 遺言者が、口頭で遺言すること。
- ③ 証人が、自己の氏名を口述すること。
- ④ 遺言者が、②③の状況を録音及び録画を同時に行う方法により電磁的記録に記録すること。

(3) 一般隔離地遺言及び在船者遺言におけるデジタル技術を活用した新たな遺言の方式について

一般隔離地遺言及び在船者遺言については、デジタル技術を活用した新たな方式を設けないものとする。

(補足説明)

1 現行法の規律について

- (1) 特別の方式の遺言の方式要件については、特別な事情の下においては民法の要求する普通的方式を遵守して作成し得ない場合があることを踏まえ、

例外的に、普通の方式に要求される厳格な要式性が緩和されている。

- (2) このうち、危急時遺言（死亡危急時遺言、船舶遭難者遺言）は、いずれも死亡の危急に迫った者が作成できる遺言であるところ、死亡危急時遺言は、死亡の危急に迫った者に普通の方式の遵守を期待することができないことを踏まえ、普通の方式よりも方式要件を緩和することとされており、船舶遭難者遺言においては、死亡危急時遺言の方式要件の遵守すらも期待することができないことから、さらに方式要件を緩和することとされている。

そして、危急時遺言（死亡危急時遺言、船舶遭難者遺言）の現行規定においては、遺言の趣旨の「口授を受けた者が、これを筆記し」（第976条第1項）又は「証人が、その趣旨を筆記し」（第979条第3項）と規定されているところ、このような遺言者以外の者が遺言の趣旨を筆記するという方法は、ややもすると遺言者の真意が正しく表示されないおそれがあることから、現行規定では、遺言一般について要求される検認（第1004条）のほかに、家庭裁判所による確認の審判が必要であるとされている（第976条第4項、第979条第3項）。

このような現行規定の在り方については、これまでの部会において、特に死亡危急時遺言を中心として、遺言者が遺言書を承認した痕跡が残らないことに加え、確認の審判の実務では、遺言者の真意に基づくものであるとの一応の心証が得られれば確認の審判がされる場合が多く、真意に基づくものであることの確認の機能を十分には果たしていないなど、真意性の確保がかなり後退しており、遺言者の権利が害されるような方式になっていることから、遺言者の権利を守るためにも、現行規定を修正すべきとの意見や、証人3人のうち1人についてその資格を医師に限定するなど、第三者的な視点を入れなければ、証人らによる口裏合わせのリスクが解消されないのではないかとの意見もあった。

一方で、特別の方式の遺言は、普通の方式の遺言と異なり、時間的余裕のない状況下において、事前に作成方法を入念に確認することもできないままに作成することが想定されるところ、現行規定の改正によって従前の方式要件に従って作成した遺言が無効となることとされた場合には、改正を知らない者が遺言を作成した場合、その多くが無効とされてしまうことになりかねないことから、現行規定の改正については、経過措置の在り方も含めて、慎重な検討を要するとの意見もあった。加えて、遺言者が必ずしもデジタル技術を利用することができるとは限らないため、デジタル技術を活用した新たな遺言の方式を設けることとした場合であっても、デジタル技術を用いずとも遺言の作成が可能である現行規定の在り方を存置する必要性は否定できないと思われる。

- (3) また、隔絶地遺言（一般隔絶地遺言、在船者遺言）は、交通を遮断されている者や在船中の者といった遺言の作成に公証人の関与を求めることができない場面において、公正証書遺言や秘密証書遺言に代わるものとして作成が認められたものであるところ、これまでの部会においても、隔絶地遺言の作成方法について特段の意見はなかった。
- (4) 以上を踏まえ、本文2(1)では、特別の方式の遺言の作成方法に関する現行の規定については、維持するものとしている。

もっとも、現行規定における押印要件（第976条第1項、第979条第3項、第980条及び第982条により準用される第968条第3項）については、自筆証書遺言及び秘密証書遺言における押印要件の在り方を踏まえて検討することが考えられることから、その旨を本文の（注1）で記載している。

2 死亡危急時遺言及び船舶遭難者遺言におけるデジタル技術を活用した新たな遺言の方式の在り方について

- (1) 死亡危急時遺言については、現行規定において、遺言の趣旨の口授を受けた証人が「筆記」として規定されているところ、筆記は肉筆である必要はなく、タイプライターで打たれたものでもよいと解釈されていることから、現行規定を前提としても、ワープロソフト等のデジタル技術を用いることができると考えられる。もっとも、デジタル技術を更に活用することで、死亡危急時遺言の作成過程を記録化することが可能であり、証人の人数要件を緩和することや一定程度の真意性を確保することのできる在り方を新たに設けることも可能となると考えられる。

また、船舶遭難者遺言については、現行規定において、証人が遺言の趣旨を記載した書面を作成することとされているところ、遺言者のみならず証人も船舶遭難中であり、遺言書作成前に証人が死亡する可能性も否定できないことに加え、仮に船舶内において証人が遺言書を作成した場合であっても、当該遺言書が船舶もろとも滅失する可能性も否定できない。また、大規模自然災害や戦乱等の場合にあっても、証人は遺言者と同様に被災しているため、証人が死亡する可能性や遺言書が滅失する可能性も否定できない。このような場面においては、デジタル技術を用いることで、遺言者又は遠隔地にいる者のデジタル機器内等に遺言を保存するなど、確実に遺言を保存する在り方を設けることが可能となるものと考えられる。

- (2) もっとも、特別の方式の遺言は、厳格な方式が要求される遺言においては例外的なものと考えられており、死亡危急時遺言は死亡の危急に迫った者が普通の方式の方式要件を遵守することが期待できないことに鑑みた方式

であり、船舶遭難者遺言は、船舶遭難中の者が、普通の方式の方式要件のみならず死亡危急時遺言の方式要件すら遵守することが期待できないことに鑑みた方式であるといった現行規定の位置付けを踏まえると、普通方式の遺言の作成が可能な場合にあっては、原則として普通の方式の遺言を作成すべきであって、特別の方式の遺言におけるデジタル技術を活用した新たな遺言の方式を設ける場合においても、普通の方式におけるデジタル技術を活用した新たな遺言の方式の検討を踏まえる必要があるものと思われる。

加えて、特別の方式の遺言におけるデジタル技術を活用した新たな遺言の方式を設ける場合においては、新たに複数の方式を設けることも考えられる。

- (3) そこで、本文2(2)では、特別の方式の遺言におけるデジタル技術を活用した新たな遺言の方式の案として、死亡危急時遺言及び船舶遭難者遺言のそれぞれにつき、3つの案を提示するとともに、普通方式におけるデジタル技術を活用した新たな遺言の方式の在り方についての検討を踏まえ、各案に基づく規律を新たに1つ又は複数設けることについて、引き続き検討するものとしている。

3 死亡危急時遺言及び船舶遭難者遺言における【甲案】、【乙案】及び【丙案】について

(1) 概要

ア 活用するデジタル技術について

死亡危急時遺言及び船舶遭難者遺言においては、死亡の危急に迫られている状況下において、限られた時間内で作成することになると考えられることから、遺言作成を希望する者が、死亡の危急に迫られている状況下においても比較的容易に遺言を作成できるようにするため、現時点において、広く社会に普及しており、かつ比較的デジタル機器に対する知識が乏しい者であっても容易に操作が可能なデジタル機器を用いることが望ましいと考えられる。そのため、各案においては、スマートフォン、パソコン又はデジタルカメラといった社会に広く普及しているデジタル機器に通常搭載されている機能であり、かつ比較的簡単な操作で行うことのできる録音・録画を用いた方法を用いることとしている。

また、各案の本文では遺言者がデジタル機器を用いて録音・録画によって記録することとしているが、必ずしも遺言者自身によってされる必要はなく、遺言者の指示を受けた証人等の第三者が記録するものでも許容されることを前提としているため、その旨を本文の(注2)で記載している。

イ 確認の手續について

前記1(2)記載のとおり、特別の方式による遺言のうち、特に危急時遺言は、普通の方式に要求される厳格な要式性が緩和されているところ、遺言者の真意が正しく表示されないおそれがあることを踏まえ、遺言一般について要求される検認のほかに、家庭裁判所による確認の審判が必要であるとされている。

普通の方式に要求される厳格な要式性が緩和されている点や、遺言者の真意が正しく表示されないおそれがあることは、死亡危急時遺言及び船舶遭難者遺言における【甲案】、【乙案】及び【丙案】についても異なるところはないことから、各案においても、現行法と同様、確認手續が必要であることとしており、その旨を本文の（注5）で記載している。

ウ 証人について

証人要件については、死亡の危急に迫られている状況下において作成される死亡危急時遺言及び船舶遭難者遺言において証人を手配することは現実的ではないとの指摘もあるが、ワープロソフト等を用いて作成された電磁的記録は作成・改変が容易であり、録音・録画についてもディープフェイク技術等による偽造・変造のリスクが否定できないことを踏まえると、仮に証人要件を撤廃した場合には、親族がさも自己に有利な遺言があったかのように電磁的記録を偽造・変造することを容易にしまい、その結果として、真実は遺言者の真意が正確に記載された死亡危急時遺言及び船舶遭難者遺言であった場合においても、容易に偽造・変造が可能な方式であることを理由として真意性に疑義を持たれる事態となりかねず、かえってこれらの遺言を利用しにくいものとしかねない。そこで、かかる指摘に対しては、下記のとおりウェブ会議の方法による証人の立会いを可能とすることで対応することとし、証人の立会いを必要とすることとしている。

一方で、証人の人数要件については、特別の方式の遺言は普通方式の遺言と異なり、危急時遺言の場合は遺言の日から20日以内に（第976条第4項）、船舶遭難者遺言の場合は遅滞なく（第979条第3項）、家庭裁判所に請求して確認の手續を経る必要があり、家庭裁判所において比較的記憶が鮮明な状態にあることが期待できる証人を取り調べる事が可能である上、遺言者が口授する状況等が撮影された録音・録画の提出を求め、その記録された内容を取り調べる事が可能であることから、証人の立会い人数が1人であったとしても、最低限度の真意性・真正性を担保し得られると思われる。そのため、証人の人数要件については、現行規定と同様に確認の手續を要することとするを前提に、各案のいずれについて

も、現行規定よりも緩和することとしている（注１）（注２）。

さらに、死亡の危急に迫られている状況下においては、周囲に証人となることのできる者がいるとは限らないことから、証人の立会いは、現に遺言者の周囲に存する場合のみならず、ウェブ会議の方法による場合も含むものとしており、その旨本文の（注３）で記載している。この場合における録音・録画は、ウェブ会議の様子を録音・録画することを想定している。

エ 電磁的記録の保管者及び確認手続の対象となる電磁的記録について

特別の方式の遺言については、その状況も様々であることから、誰がデジタル機器を使用するかを定めることは相当ではないと考えられることを踏まえ、電磁的記録の保管者は、遺言者、証人その他の第三者のいずれであるかを問わないものとしている（注３）。

また、仮に遺言者において遺言の全内容が録音・録画された電磁的記録を作成し、これを遠隔地にいる証人に送付した場合には、当該電磁的記録は、遺言者及び証人の所持するデジタル機器にそれぞれ保存されることとなり、複数の電磁的記録が存在することが想定される。そのため、確認手続の対象となる電磁的記録については、保管者が誰であるかは問わず、確認手続に提出された電磁的記録が、確認対象となることを想定している。

オ ロがきけない者や耳が聞こえない者についての特則について

現行規定では、死亡危急時遺言におけるロがきけない者についての特則（第９７６条第２項）及び耳が聞こえない者についての特則（第９７６条第３項）や、船舶遭難者遺言におけるロがきけない者についての特則（第９７９条第２項）が規定されており、通訳人の通訳により口授等に代えることができるものとされている。

各案については、通訳人の通訳のほか、ロがきけない者については、遺言者又は証人が入力する文字情報を電子計算機を用いて同時に音声に変換することにより、口述等に代えるものとすることが考えられることから、その旨を本文の（注４）で記載している。

（注１）特別の方式の遺言についても、証人の欠格事由が規定された第９７４条が適用されるため、未成年者、遺言者の推定相続人及び受遺者並びにこれらの配偶者及び直系血族については、証人となることができないこととされている。もっとも、公正証書遺言の作成において民法上要求される証人の立会いがあった場合、たまたま証人となることができない者が同席していたとしても、この者によって遺言の内容が左右されたり、遺言者が自己の真意に基づいて遺言をす

ることを妨げられたりするなどの特段の事情のない限り、当該公正証書遺言の作成手続を違法ということはできないとした判例（最判平成13年3月27日家月53巻10号98頁）や、欠格者が立ち会っていたとしても、法定数の資格ある証人が立ち会っているのであれば、有効な遺言であると判断した裁判例（大阪高決昭和37年5月11日家月14巻11号119頁）もある。

（注2）第974条を特別の方式について準用することについては、立法当時議論があり、第192回法典調査会において、死亡の危急に際して遺言をするのは推定相続人、受遺者、親族又は配偶者に対してであり、これらの者を無資格とすれば特別の方式の遺言は行われなくなるため、準用すべきでないとの意見もあった。これに対しては、起草者の一人である穂積陳重委員から、親族は遺言に利害関係を有する者であり、遺言を改変して自己に有利な遺言を作出するおそれがあることから、親族を証人とすることこそ最も禁じなければならない旨の意見が出され、かかる意見に基づき、現行規定が設けられた。

（注3）一般論として、船舶遭難者遺言については、証人も死亡の危急に迫っている者であることが想定される一方で、死亡危急時遺言については、証人に死亡の危急に迫っている者であるとは限らないことを踏まえ、電磁的記録の保管者については、船舶遭難者遺言については保管者を限定しないとした上で、死亡危急時遺言については保管者を証人に限定するといった在り方も考えられる。

（2）死亡危急時遺言について

ア 【甲案】について

死亡危急時遺言における【甲案】は、遺言の全文等が文字情報として記録された電磁的記録によって遺言することとし、証人の立会い及び録音・録画を要件とする方式である。

具体的な作成過程としては、①証人1人及び録音・録画をするためのデジタル機器を準備した上、②遺言者が証人に対して遺言の趣旨を述べ、それを証人がパソコンのワープロソフト等を用いて、遺言者の述べた遺言の趣旨、日付並びに遺言者の氏名と証人の氏名を入力した後、その入力した内容を証人が読み上げて遺言者に聞かせるか、パソコン等の画面に表示して遺言者に閲覧させ、③遺言者が、その入力内容が自己の遺言の内容を正確に記録したものであると述べ、かつ④遺言者又は遺言者の指示を受けた証人等のいずれかが②③の状況を録音・録画するといった過程を想定している。

【甲案】は、概ね現行規定の作成過程を踏襲するものであるが、現行規定と比較すると、成立する遺言が書面ではなく、電磁的記録であることに加え、一連の作成過程を録音・録画することを方式要件とすることに伴い、

証人の人数要件が緩和されるとともに、ウェブ会議の方法を用いた証人の立会いが可能となり、かつ証人の署名・押印を不要としている。

イ 【乙案】について

死亡危急時遺言における【乙案】は、遺言の全文等が記載された書面によって遺言することとし、証人の立会い及び録音・録画を要件とする方式である。

具体的な作成過程としては、①証人1人及び録音・録画をするためのデジタル機器を準備した上、②遺言者が証人に対して遺言の趣旨を述べ、証人が、遺言者の述べた遺言の趣旨、日付並びに遺言者の氏名と証人の氏名を、パソコンのワープロソフト等を用いて入力してプリントアウトするか、手書きで書面に記載した後、その書面を、証人が読み上げて遺言者に聞かせるか、遺言者に閲覧させ、③遺言者が、その記載内容が自己の遺言の内容を正確に記録したものであると述べ、かつ④遺言者又は遺言者の指示を受けた証人等のいずれかが②③の状況を録音・録画するといった過程を想定している。

【乙案】は、概ね現行規定の作成過程を踏襲するものであり、ウェブ会議の方法による証人の立会いの場合においては、証人が遺言の趣旨が記載された書面を読み上げる又は通話中の映像に撮影させることにより閲覧させることができると考えられる。そのため、現行規定と比較すると、一連の作成過程を録音・録画することを方式要件とすることに伴い、証人の人数要件が緩和されるとともに、ウェブ会議の方法を用いた証人の立会いが可能となり、かつ証人の署名・押印が不要となるものと考えられる。

【甲案】と【乙案】は、完成した遺言が電磁的記録であるか書面であるかが異なるものの、その作成過程はほぼ同じである。

なお、【甲案】及び【乙案】については、録音・録画によって記録された遺言者の口頭の遺言と、証人が作成した遺言の趣旨が記載された電磁的記録又は書面とで、その内容が異なっていた場合にはどのように考えるかについて、検討が必要となると思われる。

ウ 【丙案】について

死亡危急時遺言における【丙案】は、遺言の全内容が録音・録画された電磁的記録によって遺言することとし、証人の立会いを要件とする方式である。

具体的な作成過程としては、①証人1人及び録音・録画をするためのデジタル機器を準備した上、②遺言者が遺言の趣旨を述べた後に③証人が自己の氏名を述べるとともに、④遺言者又は遺言者の指示を受けた証人等のいずれかが②③の状況を録音・録画し、その後、⑤④の録音・録画を

再生して遺言者が内容を確認し、録音・録画の内容が自己の遺言の内容を正確に記録したものであると述べ、かつ⑥遺言者又は遺言者の指示を受けた証人等のいずれかが⑤の状況を録音・録画するといった過程を想定している。

【丙案】は、遺言者が述べた遺言の趣旨を証人が筆記する過程がなく、遺言者が口頭で述べた内容がそのまま遺言となる点で、現行規定の在り方と異なるものであり、遺言者が述べた遺言の趣旨をより正確に記録することが可能であるとも考えられる。

また、死亡危急時遺言においては、証人が遺言の趣旨を記録した後、遺言者にその記録内容を閲覧させ、又は読み聞かせることとされていることを踏まえ、【丙案】では、遺言の趣旨が録音・録画された電磁的記録と、同電磁的記録を再生して内容を確認している状況が録音・録画された電磁的記録を作成することが必要となることとしているため、【甲案】及び【乙案】と異なり、録音・録画された電磁的記録が2つ必要となる。

なお、【丙案】は、遺言の全内容が録音・録画された電磁的記録が遺言となるため、一覧性及び可読性がなく、円滑かつ迅速な執行が困難になるおそれが否定できない。そのため、円滑な執行の確保の観点から、遺言そのものは①ないし⑥の手続を履践することで成立するとしつつ、確認手続の際には、④と⑥の録音・録画に係る電磁的記録の内容を文字起こしした文書も併せて提出することとする在り方も考えられる。

(3) 船舶遭難者遺言について

ア 【甲案】について

船舶遭難者遺言における【甲案】は、遺言の全文等が文字情報として記録された電磁的記録によって遺言することとし、証人の立会い及び録音・録画を要件とする方式である。

具体的な作成過程としては、①証人1人及び録音・録画をするためのデジタル機器を準備した上、②遺言者が遺言を述べ、③その状況を録音・録画し、④その後に証人が、ワープロソフト等を用いて遺言の趣旨、日付並びに遺言者及び証人の氏名を記録するといった過程を想定している。

【甲案】は、概ね現行規定の作成過程を踏襲するものであるが、現行規定と比較すると、成立する遺言が書面ではなく、電磁的記録であることに加え、一連の作成過程を録音・録画することを方式要件とすることに伴い、証人の人数要件が緩和されるとともに、ウェブ会議の方法を用いた証人の立会いが可能となり、かつ証人の署名・押印を不要としている。

イ 【乙案】について

船舶遭難者遺言における【乙案】は、遺言の全文等が記載された書面によって遺言することとし、証人の立会い及び録音・録画を要件とする方式である。

具体的な作成過程としては、①証人1人及び録音・録画をするためのデジタル機器を準備した上、②遺言者が遺言を述べ、③その状況を録音・録画し、④その後に証人が、遺言の趣旨、日付並びに遺言者及び証人の氏名につき、ワープロソフト等を用いて入力してプリントアウトするか、手書きで書面に記載するといった過程を想定している。

【乙案】は、概ね現行規定の作成過程を踏襲するものであるが、現行規定と比較すると、一連の作成過程を録音・録画することを方式要件とすることに伴い、証人の人数要件が緩和されるとともに、ウェブ会議の方法を用いた証人の立会いが可能となり、かつ証人の署名・押印を不要としている。

【甲案】と【乙案】は、完成した遺言が電磁的記録であるか書面であるかが異なるものの、その作成過程はほぼ同じである。

ウ 【丙案】について

船舶遭難者遺言における【丙案】は、遺言の全内容が録音・録画された電磁的記録によって遺言することとし、証人の立会いを要件とする方式である。

具体的な作成過程としては、①証人1人及び録音・録画をするためのデジタル機器を準備した上、②遺言者が遺言を述べ、③証人が自己の氏名を述べ、④②と③の状況を録音・録画するといった過程を想定している。

【丙案】は、遺言者が述べた遺言の趣旨を証人が筆記する過程がなく、遺言者が口頭で述べた内容がそのまま遺言となる点で、現行規定の在り方と異なるものである。

また、【丙案】においては、証人が記録又は記載するものがないことから、【甲案】及び【乙案】と異なり、証人が自己の氏名を述べ、その状況を録音・録画することを要件としている。

なお、【丙案】は、死亡危急時遺言における丙案と同様、遺言の全内容が録音・録画された電磁的記録が遺言となるため、一覧性及び可読性がなく、円滑かつ迅速な執行が困難になるおそれが否定できない。そのため、円滑な執行の確保の観点から、遺言そのものは①ないし④の手続を履践することで成立するとしつつ、確認手続の際には、④の録音・録画された電磁的記録の内容を文字起こしした文書も併せて提出することとする在り方も考えられる。

4 一般隔絶地遺言及び在船者遺言におけるデジタル技術を活用した新たな遺言の方式について

(1) 現行規定において、一般隔絶地遺言については「警察官一人及び証人一人以上の立会いをもって遺言書を作ることができる」(第977条)と規定され、在船者遺言については「船長又は事務員一人及び証人二人以上の立会いをもって遺言書を作ることができる」(第978条)と規定されており、さらに、遺言者、筆者、立会人及び証人の署名・押印が必要とされている(第980条)ところ、一般に、遺言書は遺言者自身が書いてもよいし、他人に書いてもらってもよいと解されていることからすると、現行規定を前提としても、ワープロソフトを用いるなど、一定程度デジタル技術を活用することができると考えられる。

(2) 部会において、特に一般隔絶地遺言については、伝染病等によって一般社会との交通が事実上又は法律上自由に行い得ない場所に在る者は、パソコンやプリンター等のデジタル機器を所持しているとは限らないため、スマートフォン等多くの者が所持しているデジタル機器のみを使用して作成できる方式を検討する必要があるとの指摘があった。

しかし、そもそも一般隔絶地遺言及び在船者遺言は、自筆証書遺言を作成することが可能であるにもかかわらず、公正証書遺言又は秘密証書遺言の作成が困難であることを踏まえて、これらの遺言の代わりに作成を認められた方式であり、警察官や船長といった中立性の期待できる第三者の関与が必須とされている点で死亡危急時遺言及び船舶遭難者遺言に比してより真意性が確保される方式として民法上位置付けられていると考えられる。このような民法上の位置付けを踏まえると、一般隔絶地遺言及び在船者遺言における方式要件の在り方については、死亡危急時遺言及び船舶遭難者遺言とは異なり、公証人の関与が期待できるか否かといった観点からも検討が必要と思われるところ、一般論として、一般隔絶地遺言及び在船者遺言については「死亡の危急に迫っている」ことが方式要件とされておらず、死亡危急時遺言及び船舶遭難者遺言に比して遺言作成の切迫性は高いとは限らないことや、公正証書に係る一連の手續のデジタル化により、公証人が相当と認めた場合にはウェブ会議の方法を利用した公正証書遺言の作成が認められることとされたことを踏まえると、スマートフォン等のデジタル機器を所持している場合には、ウェブ会議の方法を利用した公証人の関与が期待できないとはいえず、公証人への相談や機材の手配依頼等を通じて公正証書遺言の作成を試みる 것이望ましいと考えられ、あえて一般隔絶地遺言及び在船者遺言にデジタル技術を活用した新たな遺言の方式を設ける必要性は乏しいとも考えられる。

- (3) そこで、本文 2(3)では、一般隔絶地遺言及び在船者遺言については、デジタル技術を活用した新たな規律を設けないものとしている。

第5 その他

- 1 遺言能力（遺言者が遺言事項を具体的に決定し、その法律効果を弁識するために必要な判断能力）について、特段の規律を設けないものとする。
- 2 遺言事項として記載された内容の明確性を確保することについて、特段の規律を設けないものとする。
- 3 民法第973条（成年被後見人の遺言）について、自筆証書遺言における押印要件の在り方等を踏まえて検討するほかは、規律を見直さないものとする。

（補足説明）

1 概要

遺言者の最終意思を実現するとの観点からは、遺言の方式の問題以外にも、遺言能力（遺言者が遺言事項を具体的に決定し、その法律効果を弁識するために必要な判断能力）及び遺言事項として記載された内容の明確性を確保すること（処分行為に該当するか否か、対象財産が何かが明らかでないなどの不明確な記載の防止）について何らかの規律を設ける必要があるか、第973条（成年被後見人の遺言）について規律の見直しをする必要があるかが問題となる。

2 遺言能力

高齢社会の進展とともに、認知症等で判断能力が不十分な高齢者がした遺言について遺言能力の有無が争われる事案が多いため、このような紛争を防止する観点から、遺言能力を担保する手当等があれば望ましいとの指摘がある。

もっとも、この点を担保することに資する的確なデジタル技術も現時点では見当たらず、部会においても具体的な規律の内容に関する意見はなかった。

以上を踏まえると、遺言能力を担保等する方策については、特段の規律を設けることは困難であり、公証人において遺言者の遺言能力についても確認することとされている公正証書遺言との棲み分けの問題や方式要件の問題に含めて考えることが相当とも思われるため、本文ではその旨提案している。

3 遺言事項として記載された内容の明確性の確保

自筆証書遺言の場合、処分行為に該当するか否かや、対象財産が何かが明らかでないなどの不明確な記載など、遺言の趣旨が判然としないために無効と

判断され、遺言が実現されないことがあるため、それを防止する必要があるのではないかと指摘がある。

この点については、例えばウェブサイト上でフォーマットを用い、相続財産、推定相続人、受遺者、遺言執行者、相続分の指定、遺贈等の記載事項につき、項目化・フォーマット化して入力することとし、入力に漏れがある場合にはその旨の表示がされるなどすれば、遺言の作成が容易となる上、遺言事項の内容が明確となり、不明確な記載を一定程度防止することが可能とも考えられる。

また、部会では、そもそもこの点については遺言の方式要件の問題として考えるのではなく、例えば法務省のホームページで遺言事項の文例を示すことなどにより、遺言の書き方（文例）が分からない利用者に対応することも考えられるとの指摘があった。また、本文第1の1のように、全文等の入力方法を問わないとすると、フォーマットを用いて入力することも排除されず、遺言者によっては民間事業者のサービスで提供されるフォーマットを用いて入力することもあると考えられ、その限度で不明確な記載は防止されとも考えられる。

以上を踏まえると、遺言事項として記載された内容の明確性を担保する方策については、特段の規律を設けないことが考えられるため、本文ではその旨提案している。

4 成年被後見人の遺言

(1) 問題点

第973条は、成年被後見人が事理を弁識する能力を一時回復した時において遺言をするには、医師二人以上の立会いがなければならず、遺言に立ち会った医師は、遺言者が遺言をする時において精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く状態になかった旨を遺言書に付記して、これに署名し、押印しなければならない旨規定する。この趣旨は、遺言者が遺言をする時においてその能力を有しない場合にはその遺言は無効となる（第963条）ところ、成年被後見人は、「事理を弁識する能力を欠く常況にある者」であるものの、能力を回復した場合においては、同人に遺言をすることを認めることが同人にとって有益であることから、一定の要件を満たした場合には遺言をすることができるとしたものである。

もっとも、この点については、実務上、成年被後見人が遺言をするに際し、医師二人以上の立会いを求めるのは困難であるとの指摘がある。

(2) 本文3の内容

現行の成年後見制度の下においては、成年被後見人は、事理を弁識する能力を欠く常況にある者として後見開始の審判を受けた者であり、同人が遺

言をするときに当該能力を回復しているか否かの判断について慎重な検討が求められることに加え、成年被後見人が当該能力を回復した時に遺言をしたか否かの紛争を防止する必要があると考えられることからすると、医師二人以上の立会いを要することはやむを得ないとも考えられる。

成年後見制度については、令和6年4月以降、本部会と並行して開催されている法制審議会民法（成年後見等関係）部会において、その見直しについての調査審議が行われており、「法定後見制度を前提とする他制度に関する検討」の項目内において、成年後見制度の見直しに伴う成年被後見人の遺言に関する規律の見直しの要否についても検討事項とされている（注）。成年後見制度の見直しがされた場合の「成年被後見人」の遺言の在り方については、法制審議会民法（成年後見等関係）部会において調査審議されている後見、保佐及び補助の三類型が維持されるか否か、後見がどのような要件の下にどのような範囲の者を対象とするのかなどにも関わる問題であり、基本的には、成年後見制度の見直しにおける議論に委ねるのが相当とも考えられる。

これに対し、見直しの検討において含まれ得る論点のうち、特に遺言法制に特有の問題（押印の要否）については、本部会で検討することが相当と考えられ、遺言に立ち会った医師が行う押印の要件については、自筆証書遺言において押印を要しないとする場合には、これと同様に押印を要しないものとすることが考えられる。

そこで、本文では、成年被後見人の遺言について、自筆証書遺言における押印要件の在り方等を踏まえて検討するほかは、規律を見直さないこととすることを提案している。

（注）成年後見制度の見直しについて調査審議を進めている法制審議会民法（成年後見等関係）部会の第12回会議（令和6年12月24日開催）における部会資料9では、成年被後見人の遺言について、「これまでの部会において、現在の三類型（引用者注：後見、保佐及び補助の三類型を指す。）を見直す場合には民法第973条の規定をどのように整理するかということは遺言無効確認訴訟との関係で実務上重要であるとの意見等が出された。この点、成年後見の類型に該当するものを維持するのであれば、その見直しについては必要ないと考えられる一方、そのような類型を廃止する場合には民法第973条の規定を維持することは難しいと考えられる旨の意見があった。以上を踏まえ、成年被後見人の遺言に関する規律の見直しの要否について、どのように考えるか。」と記載されている。

以上